

第五十八回国会
衆議院
内閣
委員
會議
録
第十八号

昭和四十三年四月二十六日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出帯委員

委員長 三池 信君

理事 井原 岸高君 理事 浦野 幸男君

理事 塚田 徹君 理事 藤尾 正行君

理事 松澤 雄藏君 理事 大出 俊君

理事 木原 実君 理事 受田 新吉君

赤城 宗徳君 荒瀬清十郎君

内海 英男君 桂木 鉄夫君

菊池 義郎君 塩谷 一夫君

野呂 恭一君 武部 文君

華山 親義君 浜田 光人君

伊藤惣助丸君 鈴切 康雄君

出席内閣大臣

法務大臣 赤間 文三君

運輸大臣 中曾根康弘君

労働大臣 小川 平二君

国務大臣 木村 武雄君

(行政管理局長)

出席政府委員

行政管理庁行政管理局長 大國 彰君

法務大臣官房経理部長 辻 辰三郎君

法務大臣官房司法法制調査部長 川島 一郎君

法務省訟務局長 上田 明信君

事務取扱 町田 直君

運輸大臣官房長 河毛 一郎君

運輸省船員局長 澤 雄次君

運輸省航空局長 大野雄二郎君

労働省安全衛生局長 田代 有嗣君

委員外の出席者

法務省民事局第五課長

内閣委員会議録第十八号

昭和四十三年四月二十六日

第一類第一号

法務省入国管理局次長 笛吹 亨三君
専門員 茨木 純一君

四月二十五日

労働省安全衛生局存置に関する陳情書外三十四件(青森市第一埠頭の二青森県労働基準協会長楠美隆之進外三十七名)(第二一六号)

憲法改正に関する陳情書(高松市桜町一の三の一香川県日本国民会議代表大野広一外二十三名)(第二一七号)

同(富山市大泉南部四一富山県自主憲法制定促進連盟会長館哲二)(第三〇二号)

米軍等の海上実弾射撃訓練に関する陳情書(山口県議會議長吉井公人)(第二一八号)

自治省選挙局存置に関する陳情書(東京都千代田区大手町二の八都道府県選挙管理委員会連合会長安藤真一)(第二九八号)

恩給の不均衡是正に関する陳情書(岡山県上房郡有漢町議會議長平松実)(第二九九号)

同和对策審議会答申の完全実施等に関する陳情書(因島市議會議長村田篤郎)(第三〇〇号)

同和对策特別措置法の早期制定に関する陳情書(坂出市議會議長福家一之)(第三〇一号)

同和对策特別措置法の立法化反対に関する陳情書(東京都中央区銀座四の二日本キリスト教協議会総会議長大村勇)(第三〇二号)

一世一元制法制化に関する陳情書(徳島市伊賀町一徳島県神村市明治維新百年記念大会代表徳島県神村市長片保英昭)(第三〇四号)

は本委員会に参考送付された。

本日(二十五日)の会議に付した案件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の

一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

○三池委員長 これより会議を開きます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。木原実君。

○木原(実)委員 昨日も成田空港の問題等につきまして同僚委員から質問がございましたけれども、どうも私も三里塚に建設を進めておる新東京国際空港については、どう詰めましても疑問を解消することができないわけです。そこで、きょうは運輸大臣にひとつと承りたいことがあるわけですが、大臣は国際空港というものを一体どういうふうにお考えですか。成田に建設しようとする国際空港の基本的な性格というものは一体どういふものですか、ひとつ御見解を承りたい。

○中曾根内閣大臣 一つには、将来あらわれてくる大型航空機、たとえばSST、コンコルド等の使用に十分たえるということ、それから東京との距離が大体自動車で一時間以内、つまり六十キロ以内前後とすること、それから従来の航空路、たとえばブルー14というふうなものとの摩擦を起さないものであること、それから地形、気象その他飛行条件に適する適格性を有するということ等々の条件であります。

○木原(実)委員 従来も承った御発言などでございますけれども、きのうのお話が出ましたように、どうもそれだけでは、私どもは三里塚につくる何か必然性がない、大臣がいまおっしゃった前提になるものが欠けているんじゃないかという気がするわけなんです。申しますのは、確かに新しい機種の問題、それから羽田の限界、そういうものを踏まえて長期にわたって使用にたえるもの、こういうふうな最初にはおっしゃいました。それから第

二番目には、自動車で一時間という東京との距離の問題、あるいは空域の問題、地形、気象というふうな問題が出ました。そうしますと、私は第一の問題にこだわるわけですけれども、一体長期にわたって使用にたえるというところ、SSTやコンコルドの就航の問題等が考えられるわけです。しかし、それにしても規模、性格というものが、三里塚の場合はきわめてあいまいなのではないかと、こういう気がするわけです。と申しますのは、四千メートル一本、横風用、それから二千五百メートルの補助滑走路、こういう規模のものは、どう見ましても国際的にはC級線です。そうしますと、私どもの考え方では、少なくともこれから日本に建設する国際空港というものは、やはり長期の航空政策のビジョンの上に立って、将来おそらく中国とも、あるいはシベリアとも、あるいは近隣の諸国ともっと積極的に航空路の開発も行なわれるであろう、あるいはまた貨物輸送の非常な増強もあるだろう、旅客の激増もあるだろう、こういうものを考えた場合には、やはり一つにはアジアのターミナルとしての基本的な性格を持たなければならぬんじゃないか。そういう観点から見ますと、これはもうしばしば指摘されておりますように、成田にかりに現在の規模で建設をされましても、これは供用を開始しまして、おそらく、私どもの計算では大体七、八年で限界がくるのではないかと、十年くらいで大体限界がくるのではないかと、こういうことが指摘されておるわけであり

ます。そういう限界がきわめて明らかである。そういう、言ってみれば限界の明らかなものに対して、きのうは拡張もしない、こういう御言及もありました。そうなりますと、一体十年先、十五年先あるいは二十年先、それから将来の日本の航空事業の発展、こういうものを十分に踏まえて成田に空港をおつくりになろうとしておるのか。それとも、羽田も限界がきた、SST等の就航の時期

も迫つておる、こういうようなことで、きのう、まあまあという程度だという御発言もございまして、たけれども、とりあえず三里塚につくつて、そして間に合わせに何かやるんだ、こういうお考えなのか。何かたいへん中途はんばな印象を受けるのですが、その点についてはいかがですか。

○中曾根国務大臣 きんのう申し上げましたように、九十点ではないが、八十点である、完全な理想的なものではないけれども、当面考えられるものとしてはあそこが一番適當である、そういう考えをもって選んだわけでございます。大休年間二十六、七万回くらいまでの使用にたえる目標でありまして、大体供用開始のころでも年間三万五千回くらい、つまり国際大型線だけでありますから、そうなりますと、かなりの余裕があるわけでありまして、私は十年はおろか、もっと相当長期間にわたつてそれは使用できるものであると考えております。

なお、国際飛行場については、関西方面にやはり国際飛行場をつくれという非常に強い要望がございまして、現在の伊丹はもう狭小になっておるわけですから、それから北海道あたりに国際飛行場をつくれという要望がありまして、この点についても政府間で考えを協議しているわけでありまして、やはりアメリカでもシカゴ、ニューヨーク、ワシントン、みんな国際飛行場を持っておりますように、日本も一カ所だけということではないのでありまして、おそろく中国関係が復活すれば、大阪とかあるいは北九州の飛行場が中国関係になるでしょうし、あるいは北海道方面ができれば、スカンジナビアとかそのほか北海道が使われるかもしれない。そういう情勢をよく考えていきますと、成田は現在の規模で相当長期間にわたつて使える、またそれが好ましい、そういうように考えておるわけでありまして。

○本原(実)委員 たいへん失礼でございますけれども、どうも運輸大臣、空港の問題はあまり御勉強じゃないのではないですか。SSTが就航する段階以降の国際空港というものは、世界で

体五、六カ所もあれば足りるというのが通説じゃないかというふうに私は聞いておるわけなんです。つまり、日本にはSSTクラスというものが就航できる一つのセンターになる国際空港が一つある。たとえば先年来日をいたしました国連の調査団のワイズマンという人の報告によりますと、SST空港は国土の中心に一カ所が適當である、こういうような言明も日本で残されているわけですから、東京近郊にもある、北海道にもある、大阪にもある、そうなりますと、国内にその程度の大きな規模の国際空港が三つも四つもあるというところは、かえつて何か混乱を招くのじゃないか、あるいは国費の二重投資、三重投資にもなるのじゃないか、そうではなくて、必要な国際空港というものは、国の中心部に一つ大きなのがどかとあつて、あとはそれとの関連のかね合いにおいて必要な適當な飛行場がある、こういうことが望ましいのじゃないでしょうか。そうしませんと、たとえば日本の代表的な航空会社である日航なら日航にしましても、たいへんな二重投資、三重投資になる、こういう面もあります。それからまた、国際的な面からいいますと、いろいろ不便、その他受け入れ体制からいいますと、そういうような国際空港が、たとえば日本の中に三つも四つもあつてということではかえつていろいろロスがある。ですから、その辺の性格づけも案外どうもきちつとしてないのじゃないかと思ひます。私どもの考え方では、つまり日本の中心になる国際空港、それから将来はアジアのセンターになり得るような国際空港、そういうどかつと大きなものをこの際つくることが必要なのではないか。それとの関連であるいは大阪便、北海道便、そういうものに関連をする飛行場が必要だといふことは十分にわかるわけですが、その辺の性格づけがどうもあいまいだから、大臣おっしゃる通りに、とりあえず成田には四千メートル一本でもいいからつくつておこう、同じような規模のものを大阪につくるのだ、これでは、新幹線が通つたから新大阪駅をつくりましょう、こ

う程度のお考えで、どうも非常に心もとないと思ひますが、どうですか。

○中曾根国務大臣 いまそういうことをみんなおっしゃつていますけれども、これから五年たち十年たてば、必ず関西からシカゴ行きをひとつつくれとか、あるいは北海道からスカンジナビア行き、ロンドン行きをつくれとか出てくるのです。人間の知恵というのは不可知の要素があつて、欲望は無限です。そういう点から見ても、そういう余地は十分あるし、それが文明に貢献するとも思つておるのです。

○本原(実)委員 この辺の論争をやりますと時間を食いますので、あらためてやりたいと思ひますけれども、私は、国の中心に相当大規模なA級の国際空港を一つつくるということが、さしあつても、それから、比較的長期の空港政策上のビジョンの上からいつても必要なんじゃないか。それから関西方面の需要は確かにございまして、それならば、関西側からも利用できるような地位を設定すべきじゃないか、こういう考えも持つわけ

です。

この辺については、あつてもう少し触れたいと思ひますけれども、もう一つ、どうしてかわからないのは、東京からの距離の問題ですね。自動車で一時間ですけれども、三里塚に一時停止して行きましても、道路計画がいろいろあることは私も承知いたしております。私は千葉県の市川に住んでおりますけれども、市川から三里塚まで、いまの状態ですと一時間半ですけれども、これは地理的距離じゃなくて時間的距離というふうに、あるいは自動車によらない、そういうふうに考えてよろしいですか。

○中曾根国務大臣 建設省とも相談しまして、東京湾に沿つて弾丸道路の非常に高速、大幅のものをつくろうという計画でいま検討しておりますし、大体六十六キロでありますから、八十キロで行つても一時間以内には着くわけです。そういう関係で、大体一時間以内で都心へ到達できるという確信を持っております。

○本原(実)委員 この計画も私聞いておりますけれども、大体それができまして、日本の自動車の構造その他いろいろのことから考え合わせまして、必ず一時間四、五十分はかると思わなければなりません。しかし、それにはこだわりません。この問題は自動車輸送ということが基本でしようけれども、地理的な距離よりも時間的な距離というふうに解釈したいのですが、それではまずいでしょうか。

○中曾根国務大臣 時間的な距離という点も十分考えるべきであります。

○本原(実)委員 成田の問題につきましては、私は基本的な欠陥が他にもたくさんあると思ひます。これは、大臣もいろいろな委員会であつたのと同僚議員から質問の形その他で聞きなつてゐるところですが、土地の収用の問題等につきましても、おおむね八割八分の農民諸君が土地の売買契約に同意をなさつた、こういう段階で済ませても、土地の問題については、将来非常に懸念を残しております。それから土地だけの問題ではございせん。道路の問題がございましたけれども、道路建設に伴う土地の取得の問題、水の問題、パイプラインの問題、その他の問題につきましても非常に成田については抵抗が多い。それから何よりも、きのうも羽田の騒音の問題がございましたけれども、音の問題は解決しませんよ、いかがですか。何か周辺地区に対する騒音対策につてきめ手になるものをお持ちでございませうか。

○中曾根国務大臣 大型の飛行機に対する誤解が非常にまだ残つてゐると思ひます。SST、コンソールドともに大体DC8よりも音が大きくない。それが製作者のほうの証明でありまして、大休沖繩にあるB52なんかをすぐ連想するのでありますが、ああいう戦闘機、爆撃機という軍用機の飛行機は爆弾をたくさん積んで相当エンジンを吹かして出かける。民間の航空機と概念が違ふのです。ああいう戦闘機とかなんかの場合には、出動するときにものすごくエンジンを吹かして飛んでいくものですから、相当の騒音がありますけれども

う確信を持っております。

も、SST、コンコルドにつきましてはDC8以上にはならない。そういうことでありますから、現在の羽田のことを連想してみても、成田のほうがはるかに広いところでもあるし、それほど心配することはない。ただ一つの問題は、例の超音速に変わるべきの爆音でございますが、これは大体一万五千メートルぐらいたがってからそういう飛行状態に移るので、大体札幌ぐらいたがってきからその爆音が出るわけでありまして、したがって陸上部面については心配はない。着陸するときには、向こうで遷音速に下げて海面においてからやるわけでありまして、これも衝撃音の心配はない。そういう意味をございまして、成田は適地であると考えております。

○本原(実)委員 いま大臣の樂觀的なお話を聞きましたけれども、音の問題につきましては、私は昭和三十七年から、私の住んでおります市川の浦安沖に運輸省のほうで最初に国際空港をどうだろうという話が持ち上がったところから、実は音の問題については私もいぶん苦労して調べたり、聞いたり、あちこち見て歩いております。大臣のいまのようなおことばでございしたら、これはとてもよいことでは地元の諸君の説得はできません。それからまた、現にきのうも質問がございました。羽田周辺での音の対策の問題、伊丹周辺での音の対策の問題、これはゼロですよ。去年御存じのように法案が出ました。あの法案自体もしりが抜けているわけですから、あれでは実質的な対策にならぬわけです。

そこで大臣に伺いますけれども、SSTが就航する段階で、内陸にはSSTのような飛行機は飛ばないという法律をつくらうという国々があるというのを御存じでございますか。

○中曾根国務大臣 よく存じませんが、あるいはそういう国があるかもしれません。

○本原(実)委員 超音速の時代を迎えて、音の問題については、これは世界的に悩んでいるわけですから、アメリカのような立地条件の豊かな国におき

まして、御存じのように海の中にコンクリートの島をつくらう、そこでこの飛行機を飛ばそう、こういう技術の開発が行なわれているという新聞の報道等も拝見をいたしました。そういうことでありますと、音の対策の問題というものは、これは技術的にはどうもやはり対策の立てようがない。そういう飛行機を就航させる飛行場をつくる場合には、第一には騒音の問題、土地の取得の問題、そういうものが前提になって住民対策というものが先に立ちますと、とにかくこの程度の飛行場をつくるということでは、地元に対してはたいへん迷惑をかけることだ。ところがどうも、私どもも地方もそうですけれども、運輸省にいたしましても、その辺に鉄道を敷いて、駅ができて地元が発展するのだから地元は喜べ、こういうお考え方がいまでも強いのではないかと思う。成田の空港に賛成している与党の議員さんたちの話を聞きましたも、これで地元が発展するんだ、いままでは道路もとてこない、開発もおくれない、飛行場がくるから発展するんだ、飛行場はとてないんです、そういう考え方が非常に強いのではないかと思う。しかし、そうではないのです。飛行場ができるということは、大なり小なり、日本のように過密地帯では、住民に非常に迷惑をかける。なるほどその地帯に道路につくかもしれないけれども、その地帯の発展は阻害されるのだ、こういう観点で考えてもらわなければ困る。そうなる、最後まで残るのは音の問題です。音の問題を消すには、少なくとも半分は海で消す以外にない。離着陸のときに音の問題がどうということがありましてけれども、これについては、私も詳細なデータを持っております。時間がないので申し上げられませんが、音の問題については、成田だけの問題ではございません。運輸省は住民対策がはんとおこなっております。成田の問題があれだけ紛糾しております。一にかかって、土地の取得についても、音についても、ほんとうにいままでの政府の対策がゼロだからだと思っております。むしろ、恩恵的に飛行場をつく

てやるというお考えがあったと思うのですが、それではないかぬと思うのです。騒音被害というのは世界的な風潮でもあるし、現に非常に深刻な問題でありますから、そういう観点からしまして、私も、内陸につくるといふことについて、何とかして転換の方法をまずはおこなうて、何とかして、あの辺はたいへん人口がまばらだと言っておりますけれども、あそこは、千葉県の内海の工場地帯の発展が成田にも及んでくるということからまた、鹿島灘の開発が進んでくるということになりまして、あの辺はたいへん将来性のある唯一の内陸の豊かな土地になってくるわけでありまして、そういう意味では、飛行場をつくることによって開発のことを考えていたかなくとも、私も地元の方の代議士としてはけっこうだと思っております。そういう観点から言いますと、音の対策について、考え方なども十分なような感じがいたします。いま大臣がおっしゃいましたけれども、成田の音については、それ以上の対策はお持ちでないわけではございません。

○中曾根国務大臣 空港の設定につきまして、地元の皆さんにいろいろ御迷惑をおかけしておることは、まことに恐縮にたえないところでございします。音の問題につきましても、いろいろ御心配の向きもあると思ひまして、われわれもいたしましては、万全の措置を講ずるよう今後も努力してまいります。特に、芝山地区の皆さんには非常に御迷惑をおかけするということでもありますから、いろいろな施設あるいは対策等についても、今後、政府はもとより、知事さんその他とも連携をとりまして、最善の努力を尽くしていくつもりであります。

○本原(実)委員 いままでいろいろ議論してきましたけれども、議論をしましても、大臣のいまの御発言を含めまして、新しいものが何もないわけなんです。

それでお伺いをいたしたいわけでありまして、けれども、先般の参議院の予算委員会でも、静岡県の小笠の問題に何かちょっとお触れになったように

聞いておりますが、小笠地区の問題というのはどういふことか、お調べになったわけではございません。

○中曾根国務大臣 小笠の候補地について、私も資料を拝見いたしました。小笠は不適格であると考えておりまして、小笠に移転する考えはございません。

○本原(実)委員 不適格だという条件を幾つかあげてくださいますか。

○中曾根国務大臣 まず第一は、相当な土量を動かさなければならぬ。大体二億五千万立米くらい動かさなければならぬ。これは相当な大工事でありまして、期間的にも相当な年月がかかるし、費用もいぶんかかる。第二に、浜松の航空自衛隊と航路が重複したしまして、浜松の航空自衛隊が移動できない限りはきわめてむずかしい。それにグリーン4という東海道ラインの航空路にぶつかるといふ面もございします。それから東京からの距離が、新幹線を利用しなければならぬ、あるいは東名道路を利用するということになります。それにしても、成田から比べればかなり不便でありますから、そういういろいろな条件を考慮してみまして不適格であると考えた次第であります。

○本原(実)委員 これは大事な問題でございしますけれども、航空局長、小笠の問題はお調べになりましたか。

○澤政府委員 小笠の地元の一部の方からこの話が参りましたので、航空局でも技術者を派遣いたしました。詳細に調査いたしました。

○本原(実)委員 調査とおっしゃいますけれども、調査資料を出せますか。

○澤政府委員 調査いたしました資料はお出しできます。お出しできますが、ただいまここで御説明できることもございしますが、よろしければ御説明申し上げます。

○本原(実)委員 きょうはあまり時間がないので残念なんですけれども、これは資料としてお出しただきたいと思うのです。これはたいへんなん

ですけれども、いま大臣のおっしゃいました土量の問題その他を含めまして、反論の資料を実は整えておきます。これは結論から申し上げますと、成田と小笠という事になれば、私は積極的に小笠地区を推進したい。これは、われわれが成田に反対だからということではなくて、地元の反対のことも含めて、ともかく、ずいぶん苦心をしてたどりついた理想案に近いところが小笠だ、こういう見解を私もいま強く持っているわけです。そういうことから、大臣が冒頭から結論を出しになりまして、だめだということですが、大臣、あれだけの適地はございませんよ。いまだだとおっしゃることは、政府自身が、将来にわたって御自分の仕事を狭めていくことになると思う。成田のことにはこだわって小笠はだめだというような御弁明は、できることならば慎んでいただきたい。瀬戸内海に橋をかけるのにも、四通りも五通りも技術的に可能性のあるものを出した。最終的にそれを政治的に判断しているじゃないですか。これだけの国際空港をつくるというのに、一体どれだけの事前の調査が行なわれたか。きのうも局長は、全国的な規模で何方所かお調べになったということでありまして、これは、三里塚に來たいきざつから見ても明白なんです。ですから、たいへんな国費を使って、たいへんな犠牲を払って、しかも将来性のある国際空港をつくらうというならば、いまだでもA案、B案、C案というように、少なくとも三通りくらい案を出して、これでどうだというくらいのことを見せていただかないと、とてものことではないが、これはどこへ持っていくも解決のつかない問題にぶつかるといえます。そういう配慮がなしに——ともかく、これは私は大臣に申し上げたいのですけれども、私は、少なくとも河野一郎さんにお目にかかって、空港の問題について談じたことがありますが、河野さんはいへん見識のある方でした。何で東京の近くにこんなものをつくらなくちゃならぬのか、静岡のはうにもあるじゃないか、大阪のはう

にだってあるじゃないか、全国的な規模で調べてみたらどうだという御発言をなさったのは河野さんです。それを受けて、当時の運輸省の方々が調査なさったと思うのでありますけれども、その調査の内容というものは、われわれが聞いている範囲では、どうも初めから方面を予定して何か基準をつけたような感じがするのです。ですから、空港を設定する条件のあるところ、可能性のあるところというものは、いまだでも十分な調査をして、そして、将来の問題も含めて検討をする、こういうことは、事業推進の上からいっても、国民に対する納得の上からいっても大事なことで、こういうふうな考えののですけれども、いかがでございましょうかね。

○中曾根国務大臣 成田にかわる国際空港として小笠は不適格でありますから、成田をやめて小笠に移るという考えはありません。しかし、それだけ広大な土地があるということは貴重なことでありますから、地元の住民の皆さんからのいろいろな御希望があれば、その点は考慮して、将来いろいろな面において使えようという余裕をもって心にかけておきたいと思っております。

○木原(美)委員 成田にかわって小笠ということではだめだ、これはそうでしょう。私はこういう公式の席で、私も成田に反対しておるわけですから、成田はだめだから、小笠に変えなさい、というふうな申し上げても、お立場上それはおっしゃらないのはわかります。ですから、私はお願いがあるわけがございますけれども、お互いにこれだけの長期にわたって飛行場問題について、私なんかほんとうに苦労いたしました、地元の者もずいぶん苦労いたしております、しかしこの苦労の中からやはり本格的な航空政策のビジョンを打ち立て、その中で最も必要な国際空港というものを将来にわたって建設をしていくのだ、こういう一つのビジョンをお持ちになって、あらためて小笠なら小笠地区というものを、はたして空港適地として不適格なのかどうか、観点を變えて御検討をいただき、お調べになっていただく、

このゆとりはございますね。
○中曾根国務大臣 御趣旨を尊重いたしましたして、そのように心がけてまいります。
○木原(美)委員 若干申し上げておたくはならぬと思うのでございますけれども、いま土量の問題が出ました。これはおそらく局長のほうからあれがあったと思っております。お互いしうとうと土で、大臣、申し上げなければ、土量はどうのこうのということはやってもあまり意味のないことだと思っております。これは私も聞いてきたことなんですけれども、土量の問題については、大臣もおそらくそうおっしゃるだろうと思つて、ちゃんとした資料があるわけですね。

しかも、もう一つ申し上げておきたい。小笠の問題につきましては、自民党の与党でずいぶんやっていらっしゃる方がおられます。これは佐藤さんが内閣をとつて政治生命をかけてやっておりますのに、与党の中から、佐藤派の中からがたがたするんじゃない、早い話が、そういうことで表に出られない方もいらっしゃるよう聞いております。しかし私も日本の政治的なことを離れまして、専門家、技術家、もう一つ言いますと航空学会の委員の先生方に、プライベートにということでお話を聞きますと、小笠です。成田については技術的な興味はないと言っています。名前を申し上げるのは、これはばかりです。名前を申し上げるのは、直接運輸省、政府の声のかかっていらつしやらない、たとえば音響学の日本の権威の方は、音の問題については、小笠は少し私もまた聞きですから恐縮でございますけれども、たとえば成田の場合は滑走路平面とそれから居住、どこも飛行場でも大体そうですけれども、同じ平面に住宅なら住宅がある場合には、たとえば百ホンなら百ホンの音の場合でも心理的な威圧感というものが違うというのです。ところが、政府に音の問題についていろいろな答申をなさつておる音響学の学者の人たちは、その部分はあまり答申しないというのです。測定をして、百ホンでございます、だいたいようぶでございます

す、こういう答申をするというのです。ところが、さらに音響による心理的な威圧感、こういうものについては必ずしも十分に報告されてない、こういうお話を承っております。小笠の場合には偶然かどうかわかりませんが、台地でございますから、海に六キロ、そこで一段落つてから、もう一段、段がつかますと、同じ百ホンでもこの段の下に住んでおる人たちに對しては、心理的な威圧感というものが相当に緩和されてくる。そういうたいへん詳しい測定の資料などもございます。そういうものが必ずしも政府に反映していないわけですね。日本の持つておる誇るべき飛行場なり、航空政策なり、航空技術なり、あるいはそれに関連をする専門家の声が必ずしも政府の中に入っていない。いまだ運輸省御用の学者の方々や専門家の方々が必要なる答申をなさつております。しかしそれを上回るものも時々あります。これはひとつ、私は政治家としての中曾根さんに期待をするところが大きいですから、そういう声を聞いて、ついでに申し上げますと、河野さんの意思を生かしていただきたいのです。とんでもない飛行場をあなた方は成田につくらうとしてゐる。ひとつ御感想を承りたい。

○中曾根国務大臣 運輸省にいろいろ答申していただいた専門家の御意見も、私は権威のあるりっぱなものであると思つて、また、いま木原さんがおっしゃつた御意見もまたりっぱな権威のあるものであると私は思つて、ただ、見解の相違というものもございましょうし、あるいは学問の質の相違というものもあるかもしれません。しかし、小笠につきましてそういういろいろ貴重な御意見があることは、私もよく勉強いたしまして、その点は偏見なしにいろいろの御意見を拝聴して、そして将来小笠を持ち出す場合があれば十分役立たせようと思つておることはやぶさかでございます。

○木原委員 たいへん前進的なお話を承ったのですけれども、ともかく非常に国際的に航空資本の競争が激化いたしております、必然的に日本も巻き込まれてくるわけですね。中国にも北京の近郊に非常に大規模な、いわゆる国際空港というのですね、飛行場ができた、あるいは上海の近郊にも、土地柄でございまして、たいへん大規模な飛行場ができたというふうにも承っております。言ってみれば五年先、十年先にはこれと競争しなくてはならぬわけですね。成田の四千メートル一本の滑走路では競争できないのですよ。日本にはいろいろ条件で、土地取得とか困難な問題が多いのですけれども、それでも日本の太平洋ベルト地帯の中心の中に、いまの成田の規模の少なくとも倍の土地がもうきょうすぐにもその気になれば取得できるわけですね。四千メートルの滑走路が三本並行して取れる。しかもその敷地の中にある農家の戸数は二十一戸、うち十八戸の方々はそういうことであればいまでも引き揚げますという約束ができておる。

工事の問題につきましては、日本のおおそく代表的な数社の民間の技術者の方々が比較的長期にわたって現地を調査した。土質の問題について、成田は御案内のように関東ローム層、しかも成田ローム層というものはその中でも質が悪い。成田の場合、年間の雨量からいいますと大体年間の稼働日数は百五十日しかない。一日雨が降ると二日工事を休まなければならない。ですから、いまから工事にかかりましたも一方では万博をやっているのですから——公団きょう呼んでおりますんけれども、四十六年までに工期が間に合うかどうか成田の場合は心配です。あの関東ローム層で足をとられるので、突貫工事をやれば、それだけ費用がかかるわけですね。いまだに工事計画もできていないわけですね。しかし小笠の場合はそれに比べれば土質は岩盤で堅固である。土量の問題がいま出ましたけれども、ここは海拔百三十メートル削るのか百五十メートル削るのか、いろいろな計算のしかたもあります、成田に比べて大体

倍の敷地ということになりますから、土量が多いのはわかりますけれども、費用についていえどもとんですよ。

それからまた、きょう時間ありませんから聞きますけれども、いまだに成田の工事の計画全体について予算の概算みたいなものを、われわれは明らかにしてもらうことができない。ともかく安上りが、音の問題が解決をする、都市問題が解決をする、つまり住民の問題が第一に解決をするということは、われわれのような政治家にとりまして最も歓迎すべきことなのだ。しかもかなり広大な、大臣のおっしゃる理想的な飛行場ができる地域があるというわけですね。

ただ管制上の問題があります。管制上の問題は浜松の自衛隊司令官、制服を脱ぎましたら管制はだいたいようぶですと言われている。制服を着ておれば政府の立場でありますから、なかなか言えない。これはもう政府の部内でも——そう言っちゃ悪いけれども、管制の問題は心配要りませんと言っている。だから公式に言う場合とプライベートに言う場合は違う。しかし人間はプライベートのときが本心で確かであります。管制問題はいろいろ言うは言いますが、あるでしよう。しかし、これだけの国際空港をつくるのならば、政府部内で調整ができないはずはない。私も内閣委員会で防衛庁のことをやりますけれども、防衛庁に言わせましたら、いま三次防が進んでおりますけれども、三次防から四次防にかけてはあの浜松の訓練基地の位置というのは相対的に低下していくわけですから、管制上の問題はそんなに困難な問題ではない。国民の受ける被害に比べれば、政府部内で調整のすることは十分に調整ができると思うのです。距離の問題についても何か大型ヘリコプターのようなものを成田から飛ばすような案も新聞等に見えておりますけれども、時間的な問題ということに限れば、これは二百二十キロですからちょっと小笠からでは自動車で一時間で来いというところはなかなか無理と思うけれども、しかしながら新幹線なりあるいは汽車の中で何か車内

通関みたいなこともやるようなことを考えることも含めまして、汽車の利用ということも考えられるし、それから大型のヘリコプターを飛ばすという案が何か日航等にあるようにすけれども、そういうものが開発されるのであれば、それらの問題は解決つくわけですね。それからまた貨物輸送——将来は人間の輸送よりも国際的な貨物輸送が国際空港の非常に大きなウエートを占めるということになりますと、むしろ成田よりも太平洋ベルト地帯の関西方面の需要を含めた中心部に置くほうが立地条件としていいんじゃないか。

だいぶPRになりましたけれども、ともかくマイナス点も確かにあります。ありますけれども、少なくとも成田に比べてこれだけいいところがあるわけですね。だからこれが去年の六月に出ておれば成田で血を見ないで済んだ、こう言っている政府関係の方々もいるわけですね。たいへん失礼ですけれども佐藤内閣の有力閣僚の中でも、それは君、このほうがいいよとおっしゃっている方がいるわけなんです。それから、そこまで考えているならここで成田をあきらめなさい、小笠にかわりなさいと私がいま申し上げても返ってくるお答えはきまっておりますから言いませんけれども、しかしながら十分に考慮していただきたい。正しい政策を、お互いに国民の犠牲を最小限度にとどめて、将来性のある空港をつくるという御決断は、あんなような大臣でないといはできないのです。よ。どうですか。あなたがやりになるということとなら社会党はあげて協力します。国民的な合意ということもあるわけですから。どうですか。

○中曾根国務大臣 御協力はまことにありがたいと思っております。われわれは成田のほうがはるかに適当でありますので成田のほうがどうぞ御協力をお願いしたいと思っております。

○木原(実)委員 これは大臣、局長もいらっしやいますけれども、いまメンツにこだわっているのです。何でもつくるといったらこれはメンツだけですよ。これは局長もすいぶん御苦労なさったことは私も知っています。政治家に

キヤッチボールされて富里から霞ヶ浦、三里塚、少し政治家も踊り過ぎた。いろいろあるのです。これは裏の話。それだから局長にしましてともかく富里の半分でもいいから——へたなことをすればとんでもないことになるという気持ちにはわかつているのです。しかしいい政策をつくらうじゃないですか。私たちも三派全学連と一緒にやりましておまわりさんとけんかしているのが能じゃないのですから、どうです。ほんとうに協力します。

私は太平洋ベルト地帯の中に中曾根空港という名前をつけて、中曾根さんの代に世界に誇るケネディ空港に匹敵するものをつくりたい。どうですか。

○中曾根国務大臣 非常な御熱意を拝聴いたしました。しかも非常に党派にとらわれないでやりなっていたのだというお気持ちは非常に感銘いたしました。そのお気持ちにはぜひわれわれも尊重していきたいと思っております。成田につきましては先ほど申し上げましたような確信でやっておりますので、その点はぜひ御了承願いたいと思っております。

○木原(実)委員 どうもうしろに局長がいたり航空局の皆さんがいるものだから、やはりふだんの苦労を知っているものだから言いくいのでしようが、これは大臣あらためてよくやります。もうお互いにメンツを捨てようじゃないですか。それから、百姓にこれから二人、三人と死人が出てごらんない、政治家としてはほんとうに腹切りのことです。これでもなおやる。それはお役人の立場はわかります。これを政治家の手に渡したらどんなことになるかわからぬという心配がありますから、これは何とかやらぬことには羽田だって万ばいでもうにもならぬという気持ちにはわかります。わかりますけれども、これは役人の立場です。中曾根さん、あなたはお役人じゃないのだから、ともかく自民党の将来を背負う政治家じゃないですか。日本を代表する世界的な飛行場をつくるというのは、あなたの代において以外に

ないと思う。大橋さんもずいぶん御苦労なさった。大橋さんも一生懸命勉強なさっておいりました。ですからこういうことで問答いたしました。いろいろなことにつきましては失礼ながら中曾根さんよりもよく御存じでございましたけれども、やはりちょっとこういう議論は——私はあなたを政治家と見込んでこういう議論をしているわけなんです。どうです。

○中曾根国務大臣 お見込みをいただきました。ことにありがとうございます。成田につきましてはいまのようなことでありますが、小笠につきましても先ほど申し上げましたようにいろいろ御意見も拝聴いたしまして、将来活用する道があるかどうか。あるならば十分考慮に入れて処理していきたいと思っております。

○木原(実)委員 たいへんありがたい御説明をいただいたのですが、たいへんどうも運輸省のふところの中を探るようですけれども、何か空港整備事業調査費が少し残っていますね。あれを使って調査しませんかどうか。私は大臣のお供をして一緒に参りますよ。

○中曾根国務大臣 成田さえやらしていただければ調査するのによさうでございます。ただそつちばかり調査すると、肝心の成田を捨てたんじゃないかという無用な誤解を与えることを私はおそれるのであります。

○木原(実)委員 ここで成田のことを、私が聞きもしないのに何で大臣は御答弁なさるのかかわらないのです。それはここで言いましたも、大臣がそういうお答えしかできないのはわかっております。ですからそれはあまり言わないでください。しかし小笠という問題は非常に大きな問題を含んでおる、こういうことを御確認をいただきたい。それならば、そこまで言うならば少し金も入れて調べてみようじゃないか。それじゃ、社会党協力してくれるねとおっしゃっていただきたいのですよ。それならば、本格的な空港をつくるならば私たちは一生懸命協力をいたしましょう、こういうことを申し上げているのですから、成田はその

のあとの問題ですよ。

○中曾根国務大臣 先ほど申し上げたとおりでございます。政府・与党は成田を専心完成させることに邁進しておるのであります。したがって、その点について御了承と御協力をいただければ、小笠についても十分考慮することになります。

○木原(実)委員 私は地元の千葉県の三里塚空港反対の共同会議の議長でございます。社会党の三里塚には飛行場をつくらせないという会議の事務局長をいたしております。それで私に協力をしろというのはこれまたたいへん無理なことなんです。ですからそれはもうお互いに言わぬこと。ただ、小笠という問題については将来性が非常にあるし、これは日本の規模で考えなくてはならぬ。ほんとうにいいところだから、お互いにいままでのことにはとらわれなくて、そのことは別にしまして、小笠の問題について多少の御検討をいただきたい。このことを申し上げておきたいのですが、これはひとつ御了承いただきたいたいと思うので、そうしないとお互いに成田にこだわって何かやっておりますと合意の線は出ませんから、どうですか。

○中曾根国務大臣 了承いたしました。

○木原(実)委員 ありがとうございます。冒頭申し上げましたように、私どもは成田には非常に疑問を持っております。ですからこれは私どもの立場で、政府はともかくもおやりになるというし、私どもはどうしても、どういう面から見てもこれは不可能でもあるし、やるべきではない、こういう見解でございますから、成田の問題については私どもの主張を大いに繰り返していきたいと思います。しかし小笠の問題につきましてはいろいろの問題にとらわれないでぜひ御検討いただきたい。そのことが日本の航空事業の将来にとって必ず明るい何かをもたらすであらう、こういう確信を抱いております。そのことについては、はばかりながら私どもも協力をいたします。私どもは飛行場の問題については政府のあれに振

り回されたいへん苦勞いたしましたから、せめて政治に携わる者として、苦勞の一端をそういうところに生かしたい、こういう気持ちを持っておりますから、その点はひとつ大臣との間に確約をいたします。大臣の御確認をいただきましたので、私どももできるだけ小笠を将来性のある飛行場として確立をするようにつとめてまいりたい、このように考えておりますから、その節はよろしくお願いをいたしたいと思います。

○浜田委員 関連して。大臣に、この機会でありますから、船員問題について所見を伺いたいと思

います。

昨年本席で大橋運輸大臣に指摘いたしました事柄であります。LSTの船員は、船員でありながら運輸省の管理監督とされています、これに反する点があるのです。それは当時も議論したのですが、少なくとも外国の軍用船に乗せる船員であり、少なからず技術の優秀な、りっぱな船員を乗せることが国際的にもいいことであるし、やらなければならぬ事柄だと思っております。ところが、それがなかなかチェックができないというふうなことが、極端にいえば非常にお粗末な、船にも乗ったことのない、いわば陸上でいろいろ不正を働いた、前科のあるような人をどんどん乗せておる。それでは私は、幾ら皆さんが日米協力だといわれてもうまくいかぬゆえんではなからうかと思っております。ところが反面国内で全国六万から小さい漁船の船員には、今度は小型操縦士の免許を持たなければ、二カ年間の猶予期間はござい

ますが、観光等には出づかいぬ、波の静かな瀬戸内海でもそういうことをやってはいかぬというふうな通牒を運輸省は昨年の秋に出されたわけなんです。ところが、これは経過措置もございまして、そういう漁船は、運用の面で、しばらく取らなくてもいい、こういう通牒を当時出しておられ

るものでありますから、したがって、そのときは経験だけでもらえた免許が今日では試験を受けなければならぬというふうな事態が起きておるわけですね。教育して資格も与えたり船員手帳も持たせてりっぱな船員を乗せなければならぬところはなかなかやらないけれども、非常に零細な、今日六十にも七十にもなっても字も書けないような漁船員に対しては免許を取らなければ漁業をやっている、あるいは観光に人を乗せてはいけ

ない、こういうことになるのです。非常に矛盾があるようですが、こまかい点については局長も来ておられますから局長に聞きますが、そういう零細な諸君に対しては将来どういう取り扱いをされる御意思があるか、所信を聞きたいと思

います。

○中曾根国務大臣 船舶職員法によりまして遊漁船についてもやはり小型操縦士の免許が必要のようでありまして。しかし、法律はそうでありま

うか、その点を伺いたい。

○中曾根國務大臣 漁業権の問題を至急に調整いたしまして、できるだけ早い機会に国会に提出したいと考えております。

○浜田委員 今国会には出される御意思があるのかどうか。

○中曾根國務大臣 本国会に提出することは無理のようでありまして、提出はいたさない方針です。

○浜田委員 それでは船員局長は午後の私の質問時間に……。

○三池委員長 これにて質疑は終了しました。

○三池委員長 これより討論に入るのであります。別討論の通告もありませんので、直ちに採決に入ります。

運輸省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次に、行政機構の簡素化等のための総理府設置法等の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大出俊君。

○大出委員 法務省は、今度の機構簡素化の法律によりまして、どういふことになさるうというわけですか。

○赤間國務大臣 法務省は、一省一局の削減に従いまして、まず経理部を廃止して官房長を置くというのが一つの骨子であります。もう一つの骨子は、訟務局を廃止して訟務部にする、こういうことが骨子になっております。

○大出委員 いまのお話の訟務局及び経理部を廃止して、訟務部及び大臣官房に官房長を置く、こういうわけですね。

そこで、訟務局というのは旧来一課、二課、三課とあるようですが、これを分けてみまして、どういふふうなことをやっておりますか。

○赤間國務大臣 訟務局は、御承知のように国に対する訴訟をまとめて法務省がかわってやっております。それが非常に能率的でもありますので、各省の訴訟を一手に引き受けて訟務局がやる、こういうふうなことであります。

○大出委員 たとえば大蔵省の国有財産局、各地方の財務局あたりが国有財産等をめぐって訴訟を起したような場合に、法務省と相談の上訟務局が中心になってやってあげる、こういう意味でございいますか。

○上田(明)政府委員 お答えいたします。

訟務局は、大体国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に書いてありますような事項をやるわけですが、ただいま御指摘の国有財産関係で訴訟になる、そういうものが原告であれ被告であれ、私のほうで訴訟は実施いたします。その前にどうするかというところの御相談を受ける場合があります。私のほうとしては一応司法的な解釈をいたしまして、訴訟になる前に解決するような場合もございます。そういう仕事をやっております。

○大出委員 私も何回かそういうことを手がけたことがございまして、たとえば、国有財産を旧軍がある時代に買取して、といつても当時は軍の時代ですから、ほんとうに形式的に金を払うような

ものですけれども、それでも私の財産を軍が当時買いました。ところがどういふいきさつか登記をされていない。それが昭和三十七年くらいになりまして、当時売った会社のある人が自分の名義でこの土地を登記した。ところが旧軍時代でありまして資料はいまなかなか乏しいというふうなことで、しかもこれが道路用地になっているというわけがあります。ところで、賠償請求をするという国有財産局の考え方は、それでは話が違うではないかというところで私は問題を提起いたしました。結果的に裁判を起すことになりましたが、末端で相談するといまさら公判維持が困難であるというところで、法務省の御見解によってもなかなかこれはむずかしい。しかし、話の筋が末端ではわからぬと思ひましてだんだんに上げましたら、上のはうでは公判維持はできるから裁判ができる。それまでにこれまた相当な時間がかかる。訟務局の仕事は、ものを持ち出してみしても、それから先ずいふ時間がかかる、おいそれと問題は片づかない、こういうことに今日なっているのです。いま、一つの例をあげたのですが、これは訴訟を起すことになって、皆さんのほうで手続をとっております。大臣の時間がありませんから中身を詳しく申し上げることを差し控えたわけでありまして、そうでなければ私も法務省の皆さんに少し言ひ分もありまして、いつかここで大臣にきめこのまか過ぎる質問をしたことがありますが、ああいふ話になりますとこれまた切りがありませんので、いま大ざっぱに申し上げたわけです。

私がいま申し上げたい点は、訟務局の仕事は表にあらわれませんけれども、ずいぶん大事な仕事をやりになっている、こういうふうには私は理解をしておりますので、この訟務局をそう簡単に廃止をしていいものかどうか、もっと事件の解決促進を急いでいただきたい、私もあるいは知っている方々も思っているのだらうと思ひます。それがどうも何か局という一つの制度があまりたいした理由があるようにも思えぬのにならう、しかも官房に訟務部をつくるということになると、

もう少し拡大をして仕事を急いでいただかなければいかぬところに、何となく与える印象は縮小することになってくるというところがどうも解せないわけでありまして。念のために承りたいのですが、これは第一課、二課、三課、四課、五課、六課と六課まであるわけですが、どういふ担当、どういふ分け方になっておりますか、簡単にちょっと述べてください。

○上田(明)政府委員 大体専門化しております。一課は国有財産系統、二課は国が被告になる、債務者の場合、普通の場合でいえば国家賠償なんかは二課でやっております。三課、四課は行政訴訟をやっております。五課、六課は税金でございまして、五課は税金の賦課で、六課は税金の徴収のほうをやっております。大体そういう区分けでそれぞれ専門的にその分野を研究していただきまして仕事をやっております。

○大出委員 国家賠償法などに基づく賠償請求なんかも、一般の国民の方々からすればなかなかやりにくいですね、相手は国ですから。したがって、これも私したことがありますが、もう少し親切な立場をおとさせていただかないと泣き寝入りのようなことになってしまふという事例がたくさんあります。これは一々ながめてみしても、行政訴訟にしてもそうでございまして、ある意味の先決問題としてやらなければならぬ場合もあります。何かとこれも非常に時間がかかるわけでありまして、何とかもっとこれを早める方法はないのかという気持ちもささえて強いのではあります。この一課、二課、三課、四課、五課、六課の人の配置はどうなっておりますか。

○上田(明)政府委員 現在のところ一課について大体検事二名、事務官四、五名を置いております。平均して大体そのくらいになるだらうと思ひます。

○大出委員 これは訟務局全体で五十九人ですから、たいした人員がいるはずはないわけでありまして、これは六課に等分して割りまして、せいぜい七、八名くらいのことにはならぬのじゃない

かと思つてあります。むしろこれは、国民一般の側からいわれる、もう少し早めるといふ意味を含めて、決着をつけるのを急ぐという意味を含めて充実にすべきではないかと思つておるわけでありまして。そのところでも、局制度をやめて官房の部にしよう、これは一体どういう理由があるのですか。長年こういうふうになつていたわけでしょう。

○赤間国務大臣 この点につきましては非常に苦慮をいたしまして、とにかく一省で一局減らすという御方針がございましたので、法務省もこの方針に進んでいきまして、いかなる局を減らすかというところに苦慮をいたしまして、落ちついたらそこがこの訟務局を部にしていこう。そして、いまお話しのような点は非常にごもっともでございますので、訟務局になりますれば幾ぶんかは下の法務局に移せる仕事もあるんじゃないか。法務局に移せる仕事はある点まで移して、訟務部でやる仕事とよく連絡をとりまして、能率を下げぬのみならず、むしろいまのお話のようにできるだけ能率をあげて早くいくようにしたい。訴訟一般については、お述べのように非常におくれますので、これをひとつ絶対におくれぬように、しかも能率的にやっていくことに特段のくふうをこれについてはやろうと考えております。

○大出委員 どうもいまの大臣の御答弁によりまして、一局削減といわれるので、これはまあしょうがないのだがということであらうが、苦心をされたというところのごいふことが、苦心さんたんとして、これをどうしようかというので御相談の結果落ちつくとところが、どうしても何でもかんでも一局やめるといふのだからしょうがないというところで、それが訟務局に落ちついた、いまこ

んというものもさっぱり出てこない。一体どうしておるのだ、第五選挙制度審議会の答申もあつたのに。かと思つと、小選挙区制度なんという懸念でいる制度の問題だつて自治省の選挙局なんだけれども、これもはつきりしない。しかも参議院選挙もくるじゃないかというときに、選挙局がなくなつてしまふという。しかも全国の選挙管理委員会連合会がござつてまづこうから反対だなどという陳情がやたらそこら横行している世の中に、国民に与える影響もあるじゃないかと私が言つたら、大出さん、私はあなたと全く同じ考え方だと言ふのです。こんな選挙局を廃止するのはもつてのほかだ。自治省には四局しかないのだ。ほかのほうは何としても廃止しようがない。そうなる

と選挙局しか廃止のしようがあるところはない。だから、隣にすわつてゐる木村行政管理局長官にも、こんなむちゃくちゃなことはいじやないか、困るじゃないかと言つたら、何でもかんでも総理が言うんだからそうしろ、話はわけはわからぬというわけだ。しょうがないから私は涙を流して選挙局を廃止することにいたしました。絶対反対なんです。大出さんと全く同じ御意見なんです。こつたやうなわけだ。意見が違ふば議論になるのだけれども、おまえの言ふとおりだと一々言われたのでは論議にならぬ。いまも大臣が言われるごとく、私が心配するように、訟務局はもつと能率をあげて急がなければならぬというやうな局だ。しかし何としても廃止せよと言われればしょうがないというのでいろいろ苦慮したけれども、どうもやはり訟務局に落ちついた、こういうことなんです。そうすると、私の心配とこれまた軌を一にする。そうすると、いよいよ一局削減というものは一体どうなんだということになる。総理がアメリカへ行くとときに、各省に答書を書いておけと言つて行つちやうたから、しょうがないというのでは、ずいぶん変な話だ。機構というものは行政組織ですから、やはり組織論もあるわけだ。筋道も理屈も全くなしに、とにかくしょうがないから局をやめました、それを私どもに審議せ

よという。こまで言へば、総理に言わなければいけないけれども、この席で、これは理屈がないものを審議せよとおっしゃるのかと私は反論したいわけですね、皆さんのほうに理屈はないのだから。言論の府だというわけだけれども、理屈がないのにべらべらしゃべるわけにいかぬ。黙つてにらめっこしたつて話にならぬから、ものを言つてゐるわけだけれども、全く理由がないものを何でまた——これは苦慮するのはあたりまえです、理屈がないのだから。これは弱つたことだと思ふのですが、どうですか大臣、一局削減というものは取り下げることにしませんか。

○赤間国務大臣 お理屈はよくわかるのでございまして、合理的に言へば、減らせるところは減らし、減らせぬところは減らさない。であります。この簡素化と申します行政改革というものは、普通の仕事と違ひまして、やはり無理であるうと何であらうと思つてやらないければこれができない。合理性を言うなら、行政簡素化はできる仕事だと私は考えております。そういう点で、私は総理の一省一局削減にはもう非常に進んで賛成をしております。

そこで、私といたしましては、訟務局はいま言いましたように部に減らす。しかも仕事は多いし、速力は早めなければならぬというやうな状態にありますので、そこでくふうをいたしまして——大體本事件につきましては千四百件くらい取り扱つておるのであります。このうち、その約二割にあたります二百件くらいは事件は法務局に移せる。こういうことを研究をいたしまして、二割は法務局へ移して、そしてやるならば、速力を落すのではなくて、なお創意くふうと努力によつて、部になつても能率を下げないのみならず、ひとつと欲を言つと、ピッチを上げていこう、こういうやうな考え方をいたしておりますので、やはり私は行政簡素化とか人減らしは思ひ切つてやらなければいけないのじゃないかという感じがいたします。やはり人を減らしたり簡素化は、もう今日思ひ切つてやらなければいかぬ。しかし、これ

は一々合理的にやつていたらなかなか容易ならぬ難事業で、ふやすのは案であるが減らすのは困るというやうなことで、そういうやうな考えがあらますので、御了承を願ひたいと思ひます。

○大出委員 法務大臣と名がついてゐる方が、合理的にやることはうまいから、これは不合理でやる、そういうことを言つてはいけませんよ。それにおまけに、思ひ切つてやらないければできない、合理性を考へてはできない、したがつて進んで賛成した。人減らし、機構改革に進んで賛成しておいて、ついでに便乗して官房長をふやそう、こういうわけですか。

○赤間国務大臣 御承知のように、どうも法務省にだけ官房長があらへませんので、非常な不便利を考へ、能率の点から言ひまして、これはぜひひとつ能率増進という意味からお願ひをしたいと思います。それで、昔はやはり法務省の仕事はみんな独立性が強いから、官房長なんかなくともいいのじゃないかというやうな考えではなかつたかと想像しておりますが、どうも仕事が増えまして、やはりなかなか各局間の連絡も要りますし、それから官房というものがあつて官房長がないと非常に能率が悪い。こういうことで、私はぜひこれはひとつふやしていただきたい、そういうことでお願ひを申し上げます。

したね。そうすると、これはわずかの間に、去年からことしにかけまして急に複雑になったり、あるいはまた能率増進がうまくなくなったり、約変をしたことになるのですね。これは、大臣、理屈がないというのだから、私はここで理屈を述べていただくというのではありません、どうも言っていることが一々筋が通らぬという気がするわけでありませう。いま何か答弁の資料をうしろからお届けになったようでありますから、あらためてひとつ御答弁いただいたほうがいいのではないかと、思いますが、どうもあんまりこのころ変わると、そこらじゅう不合理だらけになってしまうから、もう一ぺん、ひとつかちり御答弁をいただかせんか。

○赤間国務大臣 この点は非常に研究をいたしましたのでございます。官房長を置かないでも何とかやっていると申すに申した時代は、各部局間のそれぞれの関連性が比較的薄いといふような考えがもとになっておったのではないかと。連絡調整の必要が必ずしも強くないように当時考へられておったのが、この理由であらうと考へます。しかしながら時勢が推移しまして法務省の所管事務が複雑化してきたのに伴ひまして、これに対処して法務行政をより有効適切ならしめるためには、法務省の事務の総合的な企画を立てていく。また大臣官房各部課及び各省内の各局間の連絡調整機能を強化していかなければ完全な仕事が行きにくい。あわせて、大臣、次官を助けていくというふうな仕事もなかなか多くなりまして、それから法務省を代表して対外折衝に当たるといふようなことにつきましても、たいぶ変わってきたのでございます。

それと最近におきましては、ぜひともひとつ皆さまにお願いを申し上げて、積極的に官房長を設置することが時宜に過しておるのではなからうか。しかしこれを置くといふことはいろいろの議論もありましようから、できるだけ節約のできるところは節約をしていく。たとえば、さきに申し上げましたように経理部を廃止する、なおまた訟務局のような大事などところ部以下で、そして官房長を置いていた方がいい、これを置いてもらうためにまたいろいろと節約のできるところは最大限の節約をいたしましてお願いをしていこう、こういうふうな仕組みを考えておりますので御了承願ひいたします。

○大出委員 大臣、つながりがありまして、私も五年目の内閣委員ですが、これは常に法務省設置法の改正案など出てきていろいろ質問してきたのですけれども、官房長がないというのは皆さんのほうはお困りになりませんか、普通国会対策なんていっても官房長がおやりになっているのだし、各省それぞれ出るのは官房長だし、官房長という仕事をする人がいなければ困るじゃないかとこちら側が水を向けても、皆さんのほうは終始一貫官房長がないのが法務省の特色だ、非常にうまくいっておられます、こういうことでいいままでしたわけですか。それを何も、ここで偉い人を少し減らすという世の中に、長年、これはわが法務省の特色でございまして非常にうまくいっておられますというところで、うまくいっておるものを、人を減らすという世の中に、官房長をつくりますと何もうまくいってこぬでもないじゃないか。長年うまくいっておるものを何も、去年あたりから急に変わってきたわけじゃないでせう。法務省も去年あたりでできたわけでもない。あなた理屈はないと言われども、もうちょっとうまい答弁はないのですか。

○赤間国務大臣 調査部長から答弁させます。

○川島(一)政府委員 先ほど大出先生がお話になりました点につきまして、ちょっと私のほうから補足的に説明をさせていただきます。思います。

まず昨年当委員会では官房長の設置について議論があったかどうかの点でございまして、議事録によりますと昨年はございまして、第四十八回の国会、これは昭和四十年の二月でございまして、このときに受田先生から、官房長の点について設置する意思がないかどうかという点についての御質問がございました。それに対して当時の高橋法務大臣が御答へになっておられますが、その御答弁の趣旨は、官房長を置く点についてはいろいろ検討をしておる。これは機構の新設ということになるので、現在の内閣の方針なども考えて慎重に検討をしておる、こういう趣旨の答弁をいたしておりました。

○大出委員 あれですよ。私は何もこの委員会をここでとめようと思つて質問しておるのじゃないですから、何とか筋が通ればいいのです。高橋さんはおからだも悪かった時代だからさういふ歯切れの悪い答弁をここでいたしましたよ、さんさん問ひ詰めて。問ひ詰めて最後にさうなつたのですけれども、そこだけ取り上げておっしゃるならそれも筋でしょう、この席としては。その議事録はここにありますが、私のほうで広げて言つてもしょうがありませんけれども、何とかかこの筋の通らぬことばかり言つておつたのでは法務省と名がついておるのですからうまくない。さうすると、長年検討してきたけれども、政府のほうで機構をふやすことについてどうも押えがちなかと思つて遠慮しながら検討してきた。大臣が言つたように、だいたいは複雑になってきたし、非効率の面もある。だからこの際、一局削減というところに出すのはぐあい悪いけれども、今度法律は一つですからね。各省設置法じゃないから、通る段になれば一緒に通つてしまふから、ちやうどやあいがいいから官房長を入れておけ、こういうことになったのじゃないかというふうな理解をいたしまして……

ところでひとつ、ここから先は実は総理に言わなければなりませんので、各省いろいろ質問してありますが、全部総括して、法務大臣はこう言います、自治大臣はこう言いましたよ、総理府総務長官はこう言いましたよと言わなければなりませんから、それで聞いているわけですから、そういう意味でお答をいただきたい。

○大出委員 今度はこの官房経理部は廃止をするわけですね。そうすると、いま官房経理部は三百三十五人おられますね。これは廃止になるわけですね。それで、これを讀みますと、「法務省につきましては、訟務局及び大臣官房経理部を廃止し」とある。そうすると、廃止したあとはどうなるのですか。

○辻政府委員 経理部という部が廃止されるわけでございます。改組されますように予定されておりますのは、経理部の所掌事務が、会計課とその他が営繕管理官、それから厚生管理官という、政令職による組織に改組される、かような予定になっております。

○大出委員 いまおっしゃったこととちよつと聞き取れなかつたのですが、経理課を置くのですか。

○辻政府委員 会計課を。

○大出委員 これは営繕管理課といたつて、いま管理課と営繕課と二つあるんでせう。それを今度一緒にして営繕管理課というのですか。

○辻政府委員 現在経理部の下に三課ございまして、一つが主計課、一つが管理課、一つが営繕課でございます。この営繕課のうちの大部分が営繕管理官という職のもとに入りまして、それから厚生課の一部が厚生管理官というところに入りまして、残りが会計課というところに入つていく、かような事務の分配がえを予定いたしているわけでございます。

○大出委員 厚生課というのはいすね。主計課じゃないのですか。

○辻政府委員 管理課でございます。主計課、管理課、営繕課と現在はい三課になっておるわけです。この管理課が厚生管理官という新たな政令職のもとにその一部が編入されていく、かように予定しているわけでございます。

○大出委員　そうすると、これは大臣官房といふものは、官房長が経理部長にかわるような形になるのですね。いままで経理部長というのは官房長の代役みたいなことをやっておったのでしょうか。現にそういう説明をいままでしておられますよ、皆さん。

○辻政府委員　現在御承知のように法務省の官房は二部二課制になっておりまして、部は経理部と調査部、課が秘書課と人事課ということになりまして、それぞれ所掌事務に關しましていわば官房長的な仕事をしておったというのが実情であらうと考えております。

○大出委員 いまはこれは経理部があつて、だから当然経理部長さんがあるわけですね。その経理部に管理課、主計課、営繕課があるわけですね。そうして官房があるのですから当然これは秘書課があつて人事課があるわけですね。

〔委員長退席、松澤委員長代理着席〕

それから司法法制調査部、これは六十六人いますね。ここに部長さんがおつて、参事官がおつて、そして司法法制課と調査統計課、こういうことになつてゐるわけですね。このほかに調査官というのがありますね。これは今度は一括——この機構は課の行つたり来たりはありましようけれども、経理部長さんがなくなつたあとにすわるのは官房長、こういうことですね、大づかみに言つと。それだけです。

○辻政府委員 官職の問題といたしますと、経理部長が廃止され、官房長が新設される、かようなことに相なるわけでございます。

○大出委員　とにかく大臣が十二時半までという
お話でございましたので、民社党の皆さんも公明

党の方々も御質問があるようでございます。実はもう少し詰めた問題をかかえてはおりますけれども、受田さんの時間も時間でございますから、昼までに時間がないと思いますから……。

とにかく大臣がおつしやるのは、思い切つてやらなければできない。合理性を考えていてはだめなんだということで、積極的に賛成をした。だがしかし、官房長をふやしてもらいたいのだ、こういうまことに御都合のいいお話で、あまり筋の通つた話じゃありませんが、後のほうで筋を合わせておりますから、この辺でかっこうはついたというこゝにいたしましたして、あとまた総理のほうに質問いたします。

以上で終わります。

○松澤委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 法務省に対する質問は、先般設置法の改正案のときに申し上げておりますので、これに関連して一局削減の法案につきましても一言お尋ねをさせていただきたいと思えます。

ここで一つ課題を投げかけて、当時お答えがフイフティー・フイフティーという御答弁をいただいての問題、それはポ政令である入国管理令を国辱の名称の「令」を改めて、独立国家としてき然たる態度を示す法律として出入国管理法を制定すべしという私の多年の主張を、五分五分の線で今国会に提案の準備をしつつあると中川さんから御答弁を賜ったわけでございますが、いまや連休を前にして国会の会期は一月足らずしか残っていないという状況におきまして、この日本的な出入国管理法の法律案提出の見通しをあらためてお答えを願いたいと思います。

○赤間閣務大臣 昭和四十二年の六月九日に、法務省内に出入国管理令改正準備会を設けまして、改正作業の促進に努力をしまいたつたのでありまして、いまお述べいただきましたように、なるべくこの国会に出す予定で準備をしておりましたが、まだ一部の事務が残っておりますので、はなはだ残念でございますが、今国会では提出が困難じゃないか、かように考えておりますが、できるだけ

早く出したいという気は変わらないのでございます。

○受田委員 困難である、しかしできるだけ早く出したという、その因果関係をあらためて御答弁願いたいと思います。

○赤間閣務大臣　今国会には提出が困難であらうと思いますが、次の機会に必ずひとつ提出したい、かような気持ちであります。

○受田委員　困難ということは、困難でない場合もあるということを含むので、今国会は見送りと決定したというのかどうか。困難となれば、見送りが必要だったという意味でなくして、むしろかしい、しかし、出す場合もあるという意味に解釈できるわけです。その内容を明らかにしていただきたいのです。

○赤間国務大臣 申し上げますが、はなはだ残念でございますが、今国会には期日の関係、それから事務の關係等で見送らなければならないのではないかと考えております。

○受田委員 私、この問題は、すでに長期にわたって繰り返し提案をして、当局の誠意ある答弁を賜わっている問題でありまして、戦後二十三年という日月をけみしておる時点において、ポ政令の出入国管理令なるものが残っている。その他関連のものが幾つかある。ほかにもよく似たものがあるのですけれども、しかし、出入国管理令のほうは、こうした外国との関係が密接になればなるほど、独立法として、新しい形態もこれに取り入れて、すかっとしたものをお出しただくときにきておると思うのです。あんまりゆっくりお考えになつておるうちに、また参議院の選挙のあとの臨時国会、また通常国会が引き続き行なわれて、うやむやになる危険がある。やはり長い国会でこれを提案せぬといけないのですが、いまのお話によると、臨時国会でやろうとするのか、通常国会でやろうとするのか、見通しはどっちでございますか。

○赤間国務大臣　私のほうとしましては、できるだけ早くやりたいという考えは持つておりますが、ただそれが臨時国会に出せるかどうか、いままだちょっとわかりません。少なくとも通常国会には間違ひなく出るといふことだけは、これははっきり申し上げておくことができますと思います。とにかく法務省としては、できるだけ早くやりたいという一念は持つておりますので、その繰で進んでいきたい、かように思います。

○受田委員　いま作業を進めておられる骨子で従来の出入国管理令のほかに新たに採用しようという規定はどういう問題が入っておるのか。構想を承ることは当然であると思いますので、御答弁をお願いします。

○赤間閣務大臣　簡単に申し上げますと、何とい
いまして、国際関係から日本に来る外人も非常に
多くなりましたし、出入国の数もふえたもので、短期
の旅行者については、私は国際旅行の容易化、こ
ういうことを一つのねらいに考えております。日本
に行き来がわりあい簡単になるように簡素化をはか
つていく。これが一つのねらいでございます。

もう一つのねらいは、日本における外国人の、何と申しますか、管理についても、いまよりもっと合理化して、うまくいかにできるような方法を講じていこう、現在考えておりますのは、この二つの点を主としていきたい、かように考えております。

○受田委員　非常にいいところへ着目しておるようです。これは海外との間でしばしば交流関係を持つておる船員の皆さん方にしても、この点については、最初に指摘された短期間の扱いに対する要望も非常に強いわけなんです。そういう意味で、同時に国内で一々きびしい手続で、国内旅行を制限するようなことも排除しなければならない。こんなのは急いでやるべきですよ。別にあまりむずかしいところはないと私は思うのですがね。そんなに困難な作業でもないと思うのですけれども、私としても早期にこれを解決していただきたい。

それから、もう一つ法務省として考えていただ
くべきことがある。それは、法制局に責任転嫁をさ
れる傾向があることですが、戦前の古い法律の文
章、この文章は、刑法などはもうまことに典型的
な、漢文調の難解な語句を用いて、かたかなで、
濁点を排除しているという調子の法律がたぐさん
ある。これを私、指摘申し上げて、早くこれを近
代的なかなづかいによって国民に理解される文章
に改めるべきである。民法のごときは、親族編、
相続編は新型、その他は旧型となっており、恩給
法などは、この委員会ではしばしばやる間にそれが
起こっておるわけですね。これについて、責任は
どこにあるかということがどうも明らかにされて
いない。一体法務省がやるのですか、法制局がや
るのですか、どちらがやるようになっておるの
ですか、ちょっと御答弁願いたい。

○赤間国務大臣 いまの御趣旨は、私も非常に賛
成であります。もとはやはり法務省に関するの
は法務省が原案をつくって、法制局と打ち合わせ
ることになると思います。やっぱりもとは、法務
省に関するものは法務省、そして法制局の了解を
得る、こういうふうになる、かように考えます。
○受田委員 法務省に関する法律にそれが最も多
いわけですね。商法などは、ほかの省に属してお
るにしても、訴訟関係は法務省に属するというこ
とになりますから、法務省はそれをどう扱ってお
るのですか。ちょっとどなたか担当者、どうい
うふうにしておるのですか。

○川島(一)政府委員 ただいま仰せの、文体を現
代文に改めるといふための作業は、現在特に行
なっております。ただ、民法、民事訴訟法、非
常に古い法律でございますので、その改正につ
きましては、目下法制審議会で検討いたしてお
ります。この改正をする場合に、いまだという文
体を使うかということは、まだその審議が終わ
った上で検討されることだと思います。

○受田委員 法務省設置法の中にこの法制審議
会というのがあるのですが、そこで、これはもう
当然、前からとくに作業を進めていなければなら

ないのに、それを一向に作業を進めておらぬとい
う御答弁ですね。作業を進めておらぬ。大臣、こ
れは法制審議会でも並行的に審査してもらうこと
も抜けておるようだし、その答申を待ってやろうと
いうようなお気持ちだが、国民生活の中に法律の
文章というのは非常に大事な規定であって、これ
をいまから、法制審議会で答申が出てからこれへ
かかるなど、のんびりかまえておるような筋
合ひではないと思う。いかがでございますか、
赤間先生。

○赤間国務大臣 前向きな姿勢で、とくとひとつ
研究をさせていただきたいと思ひます。
○受田委員 前向きな姿勢、まことにあいまいな
ことであります。それはそれとして、私はひとつ
法務省に言っておきます。

それからもう一つ、この法務省設置法の中に、
今度訟務局をおやめになることについて、私、こ
の前ちょっと触れたのですが、訟務局は次長を置
いておる。ほかの局は参事官を置いておる。この
参事官と次長の制度の置き方はどういふお考えで
あり、その次長を置いておる大事な局をやめてい
くということ、参事官等を置いておる局を残し
ておるという関係、参事官と次長はどっちが高い
地位にあるのか、権限関係でひとつそのほうから
お答えをいただきたい。

○上田(明)政府委員 お答えをいたします。
いま御指摘のとおり、訟務局は局長、次長、六
課、こういう構成になっておりますが、今度局を
部に格下げということになりますと、部の次長と
いうのもおかしいので、次長にかわる人を大體官
房参事官というふうにいふ考えられて、この参事
官というものが置かれていくわけでありま。だ
から、もし下がるといふ意味なら、おそらく――
必ずしも明確でないのですけれども、局長が部長
に下がり、次長が官房参事官に下がるという形に
なるだろうと私は考えております。

○受田委員 そうすると、局長が部長をおやりに
なる、それから、次長が参事官をおやりになる、
こういうことになるのですか。

○上田(明)政府委員 結論的に言えばそういうこ
とになるだろうと私は考えております。
○受田委員 これはなかなかおもしろい御答弁を
いただいた。行政官のほうでは、そういうことで
理解してよろしいですか。

○大田政府委員 お答えいたします。

局長がそのまま部長の職に格下になるという
ことではないに、局がなくなりましたので、その
仕事を統括する新しい部長ができた、こういうふ
うな考え方でございます。

○受田委員 その新しい部長になるのは、局長と
いう理解でよろしいでしょうか。

○上田(明)政府委員 事務の取り扱う内容が大体
そういうことになるだろうと思ひます。形式的に
どういふことになるか、私、よく存じませんが、
事務内容としては、現在局長が扱っているものを
部長が扱う、それから、次長が扱っておるものは
大半は官房参事官が扱うということになるかと
思ひます。

○受田委員 それはちょっとおかしいんじゃない
ですか。そういうお考えであると、局がそのま
ま残ったような形のもので、局長がやった仕事を部
長がやり、次長のやった仕事を参事官がやる。ま
あその地位にある人が部長になり参事官になれ
ば、降等の承認が要るわけなんです。そういうこ
とが事実可能なのかどうか。

○上田(明)政府委員 私の説明のしかたがまず
かったと思ひますけれども、現在の局長の地位に
ある人がそのまま部長になるという意味で申し上げ
たわけじゃございません。人間はあるいはかわ
るかもしれない、そういう意味じゃなくて、仕
事の内容面から見まして、局長がいまやってお
るような仕事を部長がやることになるだろうし、次
長がいまやっているようなことは官房参事官がや
ることになるだろう。内容的なことを申しした
ので、具体的な人のことは、これは別個の問題だ
と考えております。

○受田委員 これはちょっと問題があると思ひ
ます。部としてこの部はどこへ属する部になるわ

けですか。

○上田(明)政府委員 官房に属することになるこ
とが予定されております。官房の部になるわけ
であります。

○受田委員 官房の部になる場合に、これは局長
と同じ職務内容を持つものであつて、ただ、局長
のポストを部長にするだけという、形の変化だけ
というところですか。一局削減というのはそう
いう形のものでしょうか。

○川島(一)政府委員 たとえて申しますと、訟務
局がなくなりまして、その仕事を今度は官房の部
で行なうということになりますので、従来局長が
やっておりました仕事は部長が扱うことになるだ
ろう、こういう趣旨で言われたわけでございます
が、しかし、実際的な実態から申しますと、訟務
局というものはこでなくなくなりまして、その残
された事務を扱う機関として官房に訟務部とい
うものができるわけでありま。これは官房長の
支配下に入るわけでございます。したがって、官
房長のもとに訟務部長が置かれ、そして訟務部長
がその事務を統括する、こういうことになるわけ
でございます。

○受田委員 それでは局長代理の方の御答弁は問
違つてゐるわけですね。いまお話しのようなか
うで、官房長の下に部があるということになる
ならば、現在の局長に当たる責任者は官房長とい
うことになるわけでございますか。

○上田(明)政府委員 そういうことになるかと
思ひます。

○受田委員 したがって、部長が局長の職権を行
なうようなものでなくして、局長相当格は官房長
である。局長相当格の決裁をする責任者は官房長
がやる。だから、一つずつ事務的処理の段階が下
がるということなんです。こういう理解をしてい
いんじゃないかと私は思ふのですが、ひとつそう
いうことで御了解願う――願うんじゃない、
そうでなければならぬ。そうすると、結局こ
の仕事というのは、処理の段階は一階級降等す
る、こういうことになるわけですね。官房長の職務

がそれだけふえるということになるわけであります。

そこで大臣、次長を置く局と参事官を置く局とどちらに重きが置かれておると御判断になりますか。

○赤間国務大臣 これは次長と参事官と、どちらが重い格になるかという事は一がいにお答えがしにくいんじゃないかと私は考えております。前からずっと次長があつたようなところは次長がおるし、どちらが上とか下とか、どうかという事は、ケース・バイ・ケースに論じなければいけないんじゃないか、かように私は考えます。

○受田委員 その局の仕事の複雑さ、困難さというふうな場合に、次長を置いておると私は理解しているんだが、いかがでしょうか。

○川島(一)政府委員 仰せのとおりだと思ひます。要するに、いろいろ局によって仕事の性質が異なるわけですが、その局の仕事によりましては、局長がみずから関与しなければならぬ業務が非常に多いという場合もございます。その場合に、課長では足りない、しかし局長では忙し過ぎるという場合に、次長を置いて局長を補佐する、こういう関係が出てくるのではないかと思ひます。

それから、先ほど、次長と参事官とどちらが上かというふうな趣旨のお尋ねがございましたが、次長の場合には、これは法律で定められております法律職でございます。それから参事官は、これは政令で定められます。その点が違いますけれども、実際に参事官の中にも、課長相当の参事官もございまして、次長に匹敵する程度の参事官というものもございまして、一がいには言えないということでございます。

○受田委員 そういうところが非常にあいまいで、行管はその統制をとらなければならぬ。課長相当の参事官もおれば部長相当の参事官もあるというふうな、職務執行上の地位というものが名前とつながっていない。これは行管として、参事官という名称を用いるものはたとえ次長相当格とか、こういうことをはっきりとめていかれ

る、そのくらいのことを行管として、各省にわたるこの職務権限の明確化をはかる措置が要すると思ひます。

○木村(武)国務大臣 ごもつともでございます。それはやるようにいたします。

○受田委員 やるようになるとおっしゃる。それは、かつて課長をやめて、課をなくした時代があるのです。そういうときに参事官というポストに課長を置いておいた。便宜的な、行政機構の簡素化、能率化の際におけるやり方が、かつて河野さんのときにやられた。そういう制度が今日悪用されたようなふうになっておるものが整理されているというふうなことで、したがって次長を置く局というのは、非常に大事な局である。いま大出委員も指摘されたとおり、私もそう思つておるのです。この点は、思いつきでどこかを減らさなければならぬという点において、実にあいまいなことで、場当たり的な措置をされた。訟務局が一番仕事で簡単で、大臣官房へ持つていっていいのだというふうな、実に便宜的な措置を今度の改革でされておるという印象を受けることをここで指摘しておきます。

おしまいに赤間大臣、一言お答えを願ひたいのですが、出入国管理の問題ですけれども、北鮮に帰りたい人々がすでに長期にわたつてその日を待ちわびておるのです。モスクワ会談及びコロンボ会談において、日赤の尽力による帰還協定が効力を失つて後における扱いがはっきりしないために、依然として日本に一万五千人の帰還申請者が残つておる。すでに帰還協定が効力を失つてから二百五十人かしろの人をあらに帰しておる事実があるわけですね。帰れるという期待を持って、コロンボ会議の成り行きを見ておつたあちらへ帰りたい人々が相当数待機しておるということも、これは北鮮の意思として表明されておるのですが、こういう帰りたい人は、さつさとお帰りいただく、人道問題の解決から何らかの措置をおとりになるべきじゃないかと思うのですが、これは非常に当面する大事な問題だと思ひますので、大臣の御所見を承りたい。

○赤間国務大臣 北鮮に帰還したいということでも、まだ帰っていない人が一万五千人ばかりおるでありますが。この間のコロンボの会議で、だいぶあれで成功するのじゃないかというので、私は期待をしておりましたが、何かのあれで成功しなかったのでございます。この問題は、あくまでも政治とかそういうことでなくて、人道的な立場からひとつ厚生省、外務省等とも十分打ち合わせをいたしまして、何とかこれが実現できるような一そう努力をしていきたい、かように私は考えております。

○受田委員 もう一つ、先月の二十七日に羽田を強制的にスタートせしめられた柳文卿君という日本に來た学生がおる。これは前日午後四時に収容をされて、翌日九時には羽田をスタートせしめられた。前に林君という学生が帰るときには、地裁にその執行停止の申請を出しまして、羽田を立つ前にスタートを中止せしめられた事件があるわけですが、このたびもまた柳君から同様の申請を地裁にしておつたけれども、羽田を出るときに、法務省としては執行——帰させられることを停止する措置に耳を傾けなかつたと承つておるが、事実であるかどうか、承りたいと思ひます。

○赤間国務大臣 裁判所から何の通知も参らなかつたうちに本人を台湾に送つたというのが事実でございます。本人を飛行機で台湾に帰したあとに裁判所からの通知があつた、こういうふうな事実の問題でございます。

○受田委員 まあこれは政治犯不引き渡しの際の慣例もあることではありますから……。明らかに柳君は、政治犯と見られておるわけですね。ところが、台湾政府は、この柳君を帰すことについて、日本政府との間に何らかの取引があつたという流説があるわけですが、それはあつたかかなかつたかお答えを願ひたいのです。

○赤間国務大臣 私、別に取引があつたということとは聞いておりません。ただ台湾独立運動という政治運動をやつておる人間を台湾に帰して、それが生命、身体に危害を受けるようなことがあると

好ましくないという見地で、この点は入管のほうでも十分注意をいたしております。台湾の出先である外交関係の人と打ち合わせをしておりません。独立運動をやつておつたがゆえをもち、台湾に帰つたときは迫害を受けることは絶対にないというのをきつて申し出てくれたのでございまして、口頭だけではどうも悪い、そういうことは大事なことから、ひとつその旨を書面によつておる、文書を入管のほうにとつております。

それからなお、昨年の十二月に独立運動をしておる男を帰したのでありますが、その者からも、いま家族と一緒に生活しておる、日本における間にはいろいろお世話になつたという手紙も来ておりますので、身の危害は大体ない、こういう考えのもとに送り帰したような結果でございます。

○受田委員 そういふ文書の交換ということは外務省がやる筋ではないか、法務省だけで措置していいものかどうか、この文書の手続上の問題についてお答え願ひたいのです。

○赤間国務大臣 これはいわゆる日本と台湾との友好関係をもとにした文書でございます。念のためわれわれは文書をとつたのでありまして、外交上のどういふ協定になつたかどうか、そういうものではなくて、要するに迫害を加えるのか加えぬのかという、われわれの信念を固めるのにその文書が必要であつたからとつたということなんであります。約束をし、文書まで出して帰した人間に万が一のことがあつたときには、それがまたわれわれが向こうと話をすることに非常に役立つし、そういうことがないためにとつたのでありますので、別に外務省の文書とは意味が違ひ、かようにわれわれは考えております。

○受田委員 犯罪人引渡法という法律の適用をしたのかどうか、お答え願ひます。

○赤間国務大臣 別にそういう法律を適用してはございません。政治的な人を帰すときには、まずその人が帰つて生命の迫害を受けるかどうかというのを第一に考えております。迫害を受ける

危険があると一切帰さない。それから第二番目には、日本の国益ということも考えてケース・バイ・ケースでやっておるというのが実情でございます。

○受田委員 あなたは参議院で御苦労いただくのですから、私も一言、二言で終わりますが、大臣という仕事がいらいものであるということをお大臣になられて特にお考えだと思ふのです。この問題は、赤間先生、向こうが生命に危害を加えぬという文書をくれたときに、台湾から日本に来て麻薬取締法違反をやった犯人を日本が収容しているのを帰しましょうというふうな話を一緒にしたかどうか、そういうこととの関係はみじんもないかどうかをお答え願ひたいのです。

○赤間国務大臣 そういう関係は一切私承知をいたしております。

○受田委員 そこで、この柳君があらへ帰る前に、前日の四時から翌日のスタートの九時まで、あつという間ですね、彼には奥さんが日本におゐる、その奥さんと別れを告げることもできずして急に退去せしめられたという。こんなにまで差し迫って、前日の四時に収容して翌日九時に飛行機で送り出すという、こんなにあつというふうな形をとらなければならなかったのかどうか。もっとゆとりを持って、せめて奥さんと別れを告げる一晩ぐらゐの余裕を与えてあげる愛情がなせなかったのか、お答えを願ひたいのです。

○赤間国務大臣 大体もう退去をするはずになっておる人は、原則としてしましてなるべく早く帰ってもらふ、こういう方針をとっております。ただ、いまお話しになりましたように、奥さんとちょっと話をする機会なんかはやはり与えてやつたほうがいいと私は考えておりますが、原則としては、退去のきまつた人はなるべく早く送り届ける、そういう方針を大体ずっととっております。

○笛吹説明員 ちょっと補足的に御説明申し上げます。

いま柳文卿につきまして日本に妻君がいた、その妻君に何の通知もしないで送還したとおつ

しやつたのでございしますが、私たちが柳文卿を送還するまでの調査によりますと、日本に妻君がいたという事実はわからなかったわけでございます。彼は全然そのことは——自分の家族として日本におゐる者はいない、自分の家族は全部台湾におゐるのだという彼の供述でございまして、彼の家族がこちらにおゐるということは、私たちがほうでは全然存じておりませんでした。

○受田委員 入管としては家族がおゐることを知らなかったということでございます。それならそれで本人の言い方が悪かつたことになるわけでございますが、現実に奥さんが日本に残つております。前日の午後四時に収容して翌日九時に急いでやるといふようなことは、ちょうど死刑囚の死刑を執行する場合に、おまえをいまから殺すのだというのを直前に通告して、そうして十三階段を登らすわけですね。これは戒厳令によつて戒厳をするゆとりがわずかに残される程度に死刑囚は通告を受けて、間もなく生命を断たれるという行き方によく似通つたような感じがするわけですね。

特に政治犯という形になると、向こうへ行つて生命の安全を保障しようというふうな文書を取りついたら政治犯を帰すというふうな行き方になると、これは非常に危険になる。少なくとも向こうからねらわれておる人間であることは、はっきりしておるのだから、政治犯不引き渡しの国際慣例からいへば、ある程度のゆとりをもつてこれを渡すようにしないと、向こうが、引き受けました、生命の保障をしますと云う。これがもし生命の保障をしなかつたら、あとから抗議するといつたつて、殺してしまわれたらもうおしまひなんです。これは政治犯として向こうがにらんでおる者は、政治犯不引き渡し国際慣例を尊重した国内の措置というものが要ると私は思ふのです。特に独立運動などをやつて、蒋介石先生はこれを非常にきらつておる。大陸反攻を目ざしておられる。私たちが見るときに、台湾ははつきり申し上げて、一つの中国、一つの台湾、あの台湾はもう大陸反攻をやめて、あそこが国連の場で認められて、一

つの国家として成り立つていくのがしあわせだと思ふのです。あそこは極楽島のような島です。そういう運動をする者は蒋介石がこれを政治犯として、あの老骨にむちうつてやつておるといふことについて、わが国も警戒をしなければならぬ。私は、何應欽將軍とはしばしば会談をやつておる。個人的にも非常に懇意な、台湾へ寄つて、何應欽將軍と二人だけで三時間でも四時間でも話す間柄である。大陸反攻というふうなあり方について、この政治的な犯罪を犯したということについて、何應欽將軍にしても、これを戻してくれというふうな、その御本人たちの間にはそんな気持ちがないのだが、やつかいな末端の連中がそういうことをやるに違ひない。生命の危険にさらされることをたとへ文書を交換しても、あるということには、日本は犯罪者不引き渡しという原則を貫いていただくべきだと思ふのだが、これは台湾といへども決して安全な生命の保障ができることは言いがたいと思ふので、文書ぐらゐで安心などという文書というのはいささか書いて、どういふ文書だったか、これは秘密文書ですか、公開していい文書ですか、ちょっとお答えいただきたいのです。

○笛吹説明員 別に秘密文書でもございせん。内容につきましては、ちょっといま文書を持ってきておきませんので正確は期せられませんが、台湾の独立運動のようなそういう政治的な運動を日本で行なつた者が台湾へ帰つていった場合に、何らその生命、身体について迫害するような処罰は加へない、こういう趣旨のものでございします。また、それは先生さうおっしゃいますけれども、非常に外交的な、国家の政府の出先機関の大使がわざわざ来てそういうふうに言つておりまするし、文書も公文書として出してありますもので、それは信用できるものと私は考えておるわけでございます。

それから、その文書でもまだ不安じやないかというお考えのようでございますけれども、事実柳文卿が帰りまして、向こうで親のもとに帰されておるわけなんです。したがって、これは迫害を加えられるというおそれはございせんです。

○受田委員 それはそれとして、今後やはり政治犯としてにらまれておる者の生命の危険は確かにあるわけですね。ひとつ大臣お心おき願つて、今後、時間的な余裕を与えること、同時に、犯罪者としてにらまれておる人は、そのような文書を交換して帰すようなことをしないで、政治犯というらしく印を押されている以上は、できるだけ早く申し上げた国際慣例を尊重していただく方向で一応擁護してあげる。そうしなければ、これは殺されたらあとの祭りということになる危険を私は十分に感じておることを御忠告申し上げておきます。

いま一つだけ、事務当局でけつこうですが、韓国人のあるいは台湾人の日本へ帰化したいという者に対して、戦前からおつた人々の帰化は永居権を持つた者として認めるのかどうか、韓国と台湾の間に扱ひの相違があるのかどうか、これをひとつお答え願ひたいのです。

○田代説明員 外国人の帰化につきましては、国籍法上、一般外国人と日本人の妻であるとか、あるいは養子になつた者であるとかいうものにつきましては差別が設けられておまして、後者につきましては若干条件がゆるやかになっております。法律上はそのようになっておりますが、現在の帰化事務の取り扱ひといたしましては、戦前からいる在日朝鮮人であるとかいう方に対しては、その方が元日本人であつたという事情を十分考慮しまして、その方々の意思、利益等を十分考慮しまして、できる限り許可をするという方針でやっております。在日台湾人につきましては、国籍法上朝鮮と違ふ点がございします。といひますのは、あらかじめ向こうの国籍を喪失していただきますと帰化条件を満たさないことになつたので、その点だけが違ふことになっております。

○受田委員 いま現に帰化手続を完了しつゝある数が一年間にどのくらいの割合であるのか、数字

川大臣は、むしろあなたがそばでそう言われることが苦しくてたまらぬだろうと思つてゐるのですよ。いくら持ち上げられても、それはなんと言いますか、小川大臣の識見、手腕というより、この安全衛生局というものが国家国民の全般的な要求、要望、世論の上にでき上つておるその声を体して、私たちは昨年、当委員会ですいぶん議論してやつてきたことであります。だから、あなたがいま言われるようなことになる、議決機関、国会というものはどっちへ向いておるのか、どこにあるのか、その意識すらも薄らいでくるようであります。むしろ私たちは軽率のそしりを受けることになるかと思ふのです。さらに私は、局ができるかと思ふのかというところで労働省の全員の士気が上がるとか下がるとかというふうな、そういう機械的なものではないかと思ふのです。それは早川前大臣も答弁しておるうちに、それだけふるゝ立たせたのを、また朝令暮改でこういうことになったのでは、残つた局に残つた職員も、これは労働省はどういうことになるのだろうか、こういうことになる、士気というものはぐつと落ちるのです。落ちるというところは、行政水準が落ちることだと思ふ。ですから、私はさつと申し上げましたように、ほんとうに行政改革をやるのだったならば、不急不要な局や課は廃止する、あるいは外部団体のようないろいろな不正をよく起こす、ああいうものをすみやかに整理するべきです。よ。どんな賛成しますよ。そして高級官僚が天下りするような外部団体をどんどんつくるべきではない。ところが、なかなかそういうことについては、百八の中から昨年の本委員会ですつて、やつた程度で、むしろ不急不要なそういう問題については、ほとんど野党も協力しますから、そこらにメスを入れてもらふ、こういうことをやつてもらわなければいかぬと思ふ。しかるに、国民のこういう要求、要望をいとも簡単にやられたのでは、幾ら木村大臣が職員諸君によく了解させてくれと言われても、それこそ本末転倒ですよ。それはまあ大臣のそういう意見はお聞きします

が、私はそういう問題ではないと思ふわけですが、そこでこれだけの産業災害、あるいは産業労働者の死者あるいは傷病者、あるいは一般の公務員傷、こういうものを含めると、ずいぶんおるし、さらに労働省が扱つておるものは三千万近い、二千八百万人以上であるといわれているのです。ね。ところが、通産省で鉱山保安局を廃止しようという話もちょっと聞いたのですが、その保安局というのは、一体どのくらいの人を扱つておられるのですか。

○大野政府委員 二十三人でございます。

○浜田委員 そうすると、労働省の安全衛生局の扱つておるものは、どのくらいの人員でございます。

○大野政府委員 大体二千八百万でございます。

○浜田委員 そういたしますと、百倍以上の人を対象に安全衛生局は行政をやつていつてゐるわけですね。

そこで木村大臣に聞くのですが、通産省の鉱山保安局が二十三人を対象にして局を持つてゐるのに、この安全衛生局は百倍以上の対象者を持つ、かつた、一般の経済の面から見ても、損失ももつとひどい、たいへんなものになるわけですね。こういう点はどのようにお考えになるのでしょうか。

○木村(武)国務大臣 今度の一省庁一局削減は、行政管理庁がどの局を廃止せよ、どの局を存置せよというふうな内部干渉は少しもしておりません。みんな各省庁におまかせいたしました。そして各省庁からでき上つてきたものを、いわば事務的に認知しただけでありまして、鉱山保安局と安全衛生局とを比較対照して云々というふうな処置はこつちでは講じておりませんけれども、各省庁では、それだけ十二分に内部でいろいろなことを検討いたされまして、そして万全の処置を講ぜられたものと私は確信いたしております。で、二十何万人とか二千八百万とかいうふうなものはいくら対象にならないんじやなかるうかと思つております。ただ、小川労働大臣を目の前でほめたことは云々とおっしゃいましたけれども、私は目の前におられたからほめたのではない。こ

の人は親子二代の政治家であつて、おとうさんもりつぱな政治家でありましたし、御令息もりつぱな政治家でありますから、必ず他の人々に率先垂範してりつぱな業績をお残し下さるだろう、こういう判断をやつたのでありますからして、決して目の前におられたからほめたのではないのであります。その点は私は御期待申し上げておるのであります。

ただ、先ほども申し上げたとおり、私のほうは内部干渉は少しもいたしません。全部内部で取りまとめになつて、そのためには非常に苦勞されるだらうと思ひます。私は、今度この問題を担当いたしました切に感じましたことは、やはり要らなくなつた局でも、使い古したものはいくらも愛着があるんだらうと思ひます。そういう点で御苦心なさつたといふことは高く評価いたしております。それだけに検討されまして関係上、万全の対策をおとりくださるものだ、こういうふうな確信を持つております。

○浜田委員 木村長官、よくわかりますがね。あなたが先輩とし、かつた佐藤総理の全くの直系として、それだけの思いやがあるならば、小川労働大臣が、むしろ労働行政を勇敢にこれから部下を奮励してやるような立場にする、やらすようにする、これが必要だと思ふのです。しかるに、先ほど申し上げたようないろいろな検討をずつとしてみると、安全衛生局という仕事は、より拡大していくことはあなたもさつき言われましたね。そういうものをなくするといふような方向では、これは、あなたが愛せられる小川大臣を殺すことになるかと思ふのです。そういう意味では、いま言われたとおり、やはりおだてか何かにしかとれないのです。真に思われたようにはとれない。

それは別として、そこで、あなたは、行管として各省の内政干渉はせぬとおっしゃる。むしろだらうと思ひます。そこで、産業災害、交通事故、公害災害、この三つはやはり社会開発の大きな柱です。行管としては、むしろこういうものを一

つにまとめて、ほんとうにそれをぐつと元締めでやるような機構をつくるべきじやなかるうかと思ひますが、そういう点についての御意見を承りたい。

○木村(武)国務大臣 ごもつともであります。私は、労働行政が非常に必要でありますことは十分認めております。

それで、今後の三カ年計画の中では、大体使命の終わったようなものは思い切つて縮小いたしまして、行政需要の多くなつたものは思い切つて拡大してみよう、こういう考えで、三年計画案をいま立案中でありまして、労働省のほうから提出される、労働行政はかくあらねばならないというりつぱなものをつくつていただくように私どものほうでもたのんでおります。根本的な改革の中で、いま浜田さんのおっしゃいましたことを織り込んで実現してみたいと思つております。そういう要望も非常に強くなつております。今度のやつは、何せ、舗装工事前の小さなごほごほのものをちよこちよこつと手入れしているような程度で、ほんとうの舗装工事は三年後にでき上つたから、三年後に思い切つて御批判くださるならば、これは非常に有益だと思ひますが、いまの一省一局削減というふうなことをとらえて御批判なさいますと、答弁なさる大臣も非常に困りになるし、私も困るのであります。だから、どうか長い目で見てくださるようになつて、あなたのいまの御主張はごもつともであります。必ずそれは織り込むつもりであります。

○浜田委員 時間がきたようであります。さつき木村委員長も言われたように、これは本来、根本的に本来転倒してゐると思ふのです。戦後の歴代の内閣はむろんずつと行政改革に手をつけておりますが、ちよつとつけてはやけどをして引つ込める。そしてまた新しくキャッチフレーズみたいなものを出してやるからこういふことになるのだらうと思ふ。そこで今度は思い切つてやるのだといつて、総理命令でやられるのでしようが、ほんとうに機構改革をやるのならば、不急不要な

ものを全部チェックして、そして、各省が一局を必ず廃止せよというのではなく、ほんとうに全般的な——国民はそれを要求しているのです。それを要望しているのです。各省で、必ずしも一局を廃止しなくてもいい省もあるでしょう。ところが、あるいは二つ廃止し、あるいは三つ申請し上げたようなたぐさんの外郭団体を整理すれば国民の税金が安く済むようなところ、そういうところを根本的にやられるのであればいいけれども、とにかく一局削減、こうやられていくから、さっき言われるようないろいろな矛盾点が出てくるし、また、大臣も困られるということになるのです。だから、ここらは、今回は手直しの舗装だというのではなく、少なくとも機構なんですから——それは道路ならば確かに、あなたが言われるように、ちょっとここを舗装しておけば済むというところもあるでしょう。それで喜ぶでしょう。ただ、機構をいじり、そして、いま言ったような行政水準が低下するようなことをしたら逆になるのです。道路は、一部を舗装しても人は喜ぶ、だから、同じような次元ではもののとらえ方はできないと思うのです。いすれにせよ、明日総理が出るそうですから、総理に、根本的な行政改革の考え方ということからこういう問題もお聞きますが、昨年われわれが慎重に検討して、そして、必要であるという観点で議決したこの安全衛生局を廃止するというようなことは、真剣にまじめに二日間も討議したわれわれの立場からいって、この際はそう簡単に賛成はできません。みづから軽率のそしりを受けることになります。しばしば申し上げますが、私たちは、拡大しつつある機構などを、そういうことでためめ拡大をしてはいかぬ、不急不要のものに対しては何かここでひとつ整理しようという、そういう方向ではほんとうに賛成なんです。反対しやしません。

そういうことで、時間がすでに一時半になりまして、前の運輸省の質疑が残っておりますから、大臣はけっこうです……。

そこで、運輸大臣への午前中の質疑の続行に入らしていただきますが、まず船員局長に、さっきの運輸大臣の答弁は、いわゆるそういう零細な人々に対する免許の取得の方法については実情に合った措置を講じたい、こういう要旨の答弁だったと思うわけですが、具体的にどういう方法でやっていくのか。しばしば申し上げますが、かつて経過措置を認めたときに、あなたたちがその指示さえ出さなければ、あの人たちはとも簡単に小型操縦士の免許がとれておったのですから、そのヘンデイを今後どう埋めていけるか、それらを含めて御答弁いただきたい。

○河毛政府委員 船舶職員法の遊漁船の免許の關係でございますが、先生も御承知のとおり、これにはいろいろのいきさつがございます。私どもも、今朝大臣からお答えがございましたように、この種小型操縦士の試験につきましては、できる限り現状に即し、また、実情に即するように取り計らうつもりでございます。また、現在もそのように行なっておりますのでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、現在、小型操縦士の試験につきましては、具体的な問題を百三十五問公開いたしております。これは役所が公示をしておるわけでございます。したがって、試験は必ずこの百三十五問の中から出される、こういうことが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、具体的な試験につきましては、この百三十五問のうちから十問を選択しましてそれを問題としておる、こういうことでございます。

そこで、問題を公開いたしておりますので、その解答も、養成機関等を通じて、受験者によく理解できるように、非常に親切なものができ上がっております。したがって、小型船の操縦士の受験者は、このような解答書をみずから勉強するなり、あるいは大部分の場合は、職員養成協会その他のこれらの方々に必要な知識なり指導を行なう機関がございますので、この機関による講習会を開催いたしまして、その講習のあとで試験を行な

う、このようなことを行なっております。ただ、実際問題といたしまして、このことは一般の海技試験から見るときわめてきめのこまかいやり方をやっておるわけでございます。

なお、やはり受験者の現状から見ると、必ずしも十分に読み書きができないというような実情もございまして、そのときどきの実情に応じましては、筆記ではございませんで口述で、先ほど申し上げました問題を出しましてお答えを願うということをやっておる次第でございます。その結果でございますが、ただいまのところ、大体受験者の九〇％以上の人が合格しておるという実情でございます。しかし、けさほどの御質問もございまして、また、大臣のお答えの趣旨に沿いまして、さらに私どもものほうといたしましては、より実情に合った方式というものを検討いたしました。そして、この間の試験あるいは免許に遺憾のないように期してまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○浜田委員 たいへん御配慮されたような答弁でありましたが、さっきも申し上げましたように、かつて三十五年にあなたたちが、当分の間の観光漁業に携わる人たちは操縦士免許をとらぬでもいいというような指示を出しておられるから、将来にわたって要らないんだなという感じをその人たちは持っておったのです。だからその人たちがいえば、そういう指示を出してくれなければ——経験年数はみんなあるのですから、講習さえ受ければみんなとれる人なのです。悲しいことには、もう六十にも七十にもなっておる漁師の方たちといふものは、いま試験というとなかなか受からない人たちが、字も書けない人もおります。それは口述でやると言われる。ところが、あなたも経験があるかと思いますが、自分が答案用紙に書くならまだ非常に頭も回転しますが、試験官と面と向かったときというのは、そうでなくても上が

るのに、上がってしまったてなかなかな頭というものは回転するものではないんですよ。だから、口述試験といったらいいように思われるかもしれない

けれども、実際問題としては逆なんです。ですから、過去の経過措置からいって、私たちは、むしろいままじい経験年数等のある人には講習等をやって文句なしに小型操縦士の免許は出すべきだと主張したいが、しかしそれはいろいろ法規上の問題もあるかと思っておりますので、まず現地の試験はやることと、そして試験の方法はむしろ公開をしていると言われますが、百三十問問のあの問題集を私も見ましたが、私も頭が悪いからかもしませんが、なかなかそれは頭に入るものではない。しかもそれはどこから出るかわからぬし、そしてまた解答を書くというところで、さっき言ったように口述試験は非常にヘンデイがありますから、実際書くとなると、字が書けないような人は、その字を書くだけでもたいへんなんです。そこで、あれだけ交通事故の多い自動車運転者の試験でもマル・バツにしておるのだから、こういう年寄りや、かつての経過措置の点も考えて、何とかマル・バツくらいの方法は将来考える必要があるかと思うのですが、そういう点についてはどうですか。

○河毛政府委員 試験方法の問題でございますが、ただいま申し上げましたように、できるだけ実情に即するように私も、従来の経緯もございまして、努力しておるわけでございます。ただいま先生からお話しのごさいますマル・バツと申しますか択一式と申しますか、このような試験方法は、一つの試験方法といたしましてわが国でも採用されている方法でございますが、その話は別にいたしまして、特に海技従事者の内なり小型の場合に、われわれが試験結果を検討いたしてみますと、問題の意味を取り違えているというような場合が非常に多いわけでございます。そこで、そういう経験からみまして、択一式ということはいまとっておりますが、これが取り入れられる可能性があるかどうかというのを考えます前に、相当検討しなければいかぬ問題があるのではないかと。まず、現在の場合には問題をばっきり公開いたしておりますが、択一式の場合にはその性質

上問題を公開するということが非常にむずかしいことになるのではないかと、こういうふうに考えます。したがって、私どもの経験からいいますと、むしろいまのような口述試験で、試験官によく徹底をいたしまして行なうほうが、かえって結果がよいののではないかというふうに現在のところは考えております。

○大出委員 関連して。いまの点ですが、これは私のところでも大きな問題になっていまして、いずれどこかでもう少し詰めてやりたいと思つて、いたところなんです。釣りの船などをやっている、つまり小型船舶に入りますが、これは浜田君が言っているように、そういう方々は、それこそ何十年もやっているのですから、そうすると、いまだに免許などということになる筋合いのものじゃないと思つてやつてきた。ところが、だんだん世の中が変わつてきて、試験を受けなければならぬ。ところが、釣りの船センターに何十軒か釣りの船屋さんがあって、横浜のまん中に、そういうところに私も骨を折つてつくつてあげた。横浜の特殊事情でどんどん発展しますから、したがって、何とかその方々の生きる道とすること、相当、市にも県にも骨を折らせてつくつた。そこに集中的に集まつている釣りの船屋さんにお客さんも東京から一ぱい来る。ところが、この釣りの船センターの会長さんをやっている人が、自分で長年やつていた経験で船を動かしていたのです。若い人は端から免許をとつてしまふのです。ろくに、ほんとうに商売にならぬような人でも試験だけは受かつちやう。ところが、ほんとうに経験があつて、間違いがなくて安心のできる人が取れない。だから、いまここに診療エックス線技師法改正法案が出ていますが、これにしてもそうですが、またあと衛生検査技師法、これもそうですけれども、いま町の開業医のお医者さんに、医師の国家試験をあらためて受けてみると言つたら、全部が全部受かるかといふと、受からぬといふことになる。いま診療エックス線をやっている技術者の諸君も、都道府県知事免許がなくなつて、今度三年制になつて、

大臣免許になる。特例講習をやっても試験がなかなか受からない。しょうがない、現実やむを得ない。そうだとすると、まして釣り船などをやっている人、こういう人がいまお話し程度の試験で受かるはずであるとお考えになること自体が無理があると思うのです。だから、こういう方々について、やはり長年の経験を持ってやってきた実績を認めて、何らかの形でやはり資格を与えるような方向にもっていただきませんと、将来その免許がなければ営業ができないということになれば、生活権にかかると。しかも、非常に人望もあり技量もすぐれていて、たくさん同業の諸君に立てられて会長をやっている人たちが、そっちのほうになると頭が回転をしない、こういうことなんです。そこらのところは、大型船舶じゃないのですから、長年の経験がものをいう業種なんです。そういう意味ではこれは別な角度から認めてあげる。実際に一緒に乗ってやるぐらいなことをして、どの程度の技量があるかぐらいのこととはすくわかるのですから。天気がちよっと変わればどっちから風が吹いてくるぐらい、この方々はわかる。とてもじゃないけれども若い人にはわからない。わからないほうが免許がすぐ取れちゃう。こんなばかな話はない。おやじさん、きょうは、どんなあんばいだと、免許を取っているのが一々聞いて出て行く。教えている先生のほうは頭を回転させて字なんて書いたことないというので、人の前で口をきいたことがないというのだから、そこへ試験官が口頭試問するなんていっても、人の前で口をきいたことがないのだから、ものを言えというほうが無理。そこらのところは、長年日本の習慣でそうなっているのですから、やはり皆さんのほうで割り切って、身の立つ方法を考えていただくかぬと、何べん受けても受からない。受かった連中は、受かっているがら年じゅうのおやじさんに教わっているのですから、そういう点をひとつおくみ取りいただきたい。これは間違です。からやめますけれども、いかがですか。

○河毛政府委員　ただいま実情につきましていろいろお話がございまして、確かに大出先生がお話しになっておられますような実情があると存じております。そこで私どものほうも先ほどから申し上げましたように、問題を特定し、かつ公表するなり、あるいは口述試験の場合、特にそういった方々がそういう雰囲気非常に非常におなれになっていないというようなことも前々から承知いたしておりますので、特に試験官につきましては、その辺を注意いたしております。そこで最近四十三年に四月中に約一千人受験者がございました。そのうち九百七十人が合格いたしておりました。したがって、大出先生いまおっしゃいましたような事例は確かにあると思いますが、一般的に申し上げますと、この試験の合格率は非常によくなっております。これは、しかし平均的な数字でございますので、具体的に場所によりましては、たとえば八〇％程度のものもある、あるいは非常にいいところは一〇〇％のものもある、こういうことでございます。そこで今後試験のやり方につきまして、先ほどおっしゃいましたような点ももちろん頭に入れて、実情に即するようにわれわれ研究を続けてまいります。またこの措置は大体来年までは、たとえばいま免許を取っておられない方が商売ができなくなるというこのないように十分配慮いたしておりますので、当面そのような御心配はないかと存じます。それからまた、来年になりますので、その結果によりましてはまた特段の措置を考慮するというにいたしまして、いづれにいたしましても、御質問の御趣旨に十分治えるように私も努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○大出委員　特段の措置と云うのですけれども、おそらく、どうも何回受けても、いつもふるえちゃったり口をききそなったりしておるのですから、これはやはりそういう生活を長年してきただけで、どうしてもそれが抜けないのです。だから、その特段の措置なんですけれども、ほんとうにわかつてはいるのか、いらないのか、そういうあらた

まったくことでなくて、雑談をしてみれば、何だか知っておるのですね。だから、そこらのところを、いわく特段の措置の中でどう消化するかということを考えていただきたいと思うのです。そこらのところを……。

○浜田委員　それでは時間もありませんから……。いま盛んに九二％だとか九四％だとか言われるが、それは講習の過程でもうあかんわいと云って下がる人がたくさんおるから、受けた数と通った数を見るとそんなになるのだ。そういうものを入れると、私のところなんかでも、悪いときは六十何％いいときでも八十何％。それもだいたいぶ下がった人がおつてですよ。受けた人だけをあなたら拾い上げておるが、それらをよく実情を把握してみなければいかぬ。だから協会等に対しても、これは協会のことは、ほくは触れまいと思うのだが、実際は零細なほくらゐのところでも月に一万二千円取る漁師といつたらもういいほうです。ところが夜間講習をどうしてもやらなければ、この人たちは収入が少なくなるといふ。観光漁業というのは大体今月の下旬からせいぜい十一月までですね。あとはやれない。それがまた、その期間やるとしたなら、夜間講習は少なくとも十五日はやらなければいけない、その間収入もない、こうなる。それで講習を受けてみると、どうにもならぬからといって、みずから下がらなければいかぬような状態。だから、そういう実情をよく把握して、ほんとうにそういう人々の生活権を奪うことのないように、その対策を現地海運局や協会ともよく話し合つて、そうして最悪、最低のところでもマル・パツくらいなことはひとつ考えていただきたいことを強く要望して、質問を終わります。

○松澤委員長代理　本会議散会后、直ちに開会することとし、休憩いたします。

午後一時五十分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかつた〕